

新約  
聖書

馬太傳

全



02-SHI

海老澤文庫

耶穌降生二千八百八十年 北英國聖書會社

# 新約聖書馬太傳

明治十四年 日本橫濱印行

橫濱製紙分社新鑄鉛版

海老澤有道文庫



新約全書馬太傳福音書

第一章 アブラハムの裔なるダビデの裔イエスキリストの

系圖ニ アブラハムイサクを生イサクヤコブを生ヤコブユ

ダとろの兄弟を生リ ユダタマルに由てバレスとザラを

生バレスエスロンを生エスロンアラムを生 アラムアミ

ナダブを生アミナダブナアソンを生ナアソンサルモンを

生五 サルモンラハブに由てボアズを生ボアズルツに由て

オベデを生オベデエツサイを生六 エツサイダビデ王を生

ダビデ王ウリヤの妻に由てソロモンを生七 ソロモンレハ

ベアムを生レハベアムアピアを生アピアアサを生八 アサ

ヨサバテを生ヨサバテヨラムを生ヨラムウツズヤを生九

新約全書 馬太福音第一章 自一至九節

ウツズヤヨタムを生うみヨタムアカズを生うみアカズヘゼキヤを  
 生うみヘゼキヤマナセを生うみマ夫セアモンを生うみアモンヨシア  
 を生うみバピロンに徙うつさるゝ時ときヨシアエホヤキンと其兄そのせやう  
 弟にいを生うみバピロンに徙うつされたる後のちエホヤキンシアテルを生うみ  
 シアテルゼルバベルを生うみゼルバベルアピウデを生うみアピ  
 ウデエリアキンを生うみエリアキンアゾルを生うみアゾルザド  
 クを生うみザドクアキムを生うみアキムエリウデを生うみエリウデ  
 エリアザルを生うみエリアザルマツタンを生うみマツタンヤコブ  
 を生うみヤコブマリアの夫きつとヨセフを生うみ此このマリアよりキリ  
 ストと稱なづるイエス生うみれ給たまひき其世系そのよつぎを數かれはアブラハ  
 ムよりダビデに至いたるまで十四代およよだいダビデよりバピロンに徙うつ

さるゝ時ときまで十四代およよだいバピロンに徙うつされしよりキリストま  
 で十四代およよだいあり○十八うれイエスキリストの生うみれ給たまること左  
 の如ごとし其母ははマリアハヨセフと聘定いひまづけを爲なるのみにて未いまだ借ともに  
 ならざりしとき聖靈せいれいに感かんえて孕はらむしが其孕はらむること顯あれけ  
 れバ十九夫おとこヨセフ義人ぎじんある故ゆゑに之これを辱はづしむることを願このませ密ひそ  
 に離縁りんげんせんと思おもへり二十斯かくて此事このことを思念おもひめぐらせる時に主まの使者つかひ  
 がれが夢ゆめに現あらはれて曰いひけるハダビデの裔こヨセフよ爾妻なんぢつまマリ  
 アを娶めとることを懼おそるゝ勿なかれの孕はらむ所の者ものハ聖靈せいれいに由より  
 かれ子こを生うみん其名そのなをイエスと名なづくべし蓋うへすの民たみを罪つみより  
 救すくはんとすれバ也なり凡みなて此事このことハ預言者よげんに託たくて主まの曰いひたま  
 ひし言ことばに二三處女せとめはらみて子こを生うみん其名そのなをインマヌエルと

稱べしと有に應せん爲あり其名を譯は神われらと借に在  
 どの義あり 二四 ヨセフ寢より起て主の使者の命せし言に遵  
 ひ其妻を娶たれき 二五 冢子の生るゝまで牀を同にせざりき  
 其生れし子をイエスと名けたり

第三章

夫イエスハヘロデ王の時ユダヤのベツレヘムに生

れ給しが其とき博士たち東の方よりエルサレムに來り 二  
 日けるハユダヤ人の王とて生れ給る者ハ何處に在す乎わ  
 れら東の方にて其星を見たれば彼を拜せん爲に來れり 三  
 ヘロデ王これを聞て痛む又エルサレムの民もみふ然り 四  
 凡の祭司の長と民の學者とを集てヘロデ問けるハキリス  
 トの生るべき處ハ何所ある乎 五 答けるハユダヤのベツレ

ヘムあり蓋預言者の録されたる言に 六 ユダヤの地ベツレ  
 ヘムよ爾ハユダヤの郡中にて至小きものに非き我イスラ  
 エルの民を牧ふべき君の中より出んと云はあり 七 是に  
 於てヘロデ密に博士等を召星の現れし時を詳に問て 八 彼  
 等をベツレヘムに遣さんとじて曰けるハ往て嬰兒の事を  
 細に尋これに遇は我に告よ我も亦ゆきて拜すべし 九 かれ  
 ら王の命を聞て往り前に東の方にて見たりし星かれらに  
 先ちて嬰兒の居所にいたり其上に止りぬ 十 彼等この星を  
 見て甚く喜び 十一 既に室に入れは嬰兒の其母マリアと借  
 に居を見ひれふして嬰兒を拜し寶の盒を開て黄金乳香沒  
 薬と禮物を献たり 十二 博士夢にヘロデへ返る勿どの默示

を蒙りて他の途より其國に歸れり○ 彼等が去るのち主の使者ヨセフの夢に現れて曰けるハヘロデ嬰兒を索て殺んとする故に起て嬰兒と其母とを撃へエジプトに逃て復わが爾に示さん時まで彼處に止れ ヨセフ起て夜嬰兒と其母とを撃へエジプトに往ヘロデの死るまで其所に止れり是主預言者に託て我わが子をエジプトより召出せりと云給ひじに應せん爲也 是に於てヘロデ博士に欺かれたるをじり大にいかり人を遣じて博士に詳く問たる時を度りベツレヘムと其境の内ある二歳以下の嬰兒を盡く殺せり 即ち預言者エレミヤの言に 歎き悲み甚く憂る聲ラマに聞ゆラケル 其兒子を歎き其兒子の無によりて慰を得

きと云しに應へり 斯てヘロデ死じかは主の使者ヨセフの夢にエジプトにて現れ曰けるハ 起て嬰兒とろの母とを撃へイスラエルの地にゆけ嬰兒の生命を索る者ハ己に死り 彼れきて嬰兒と其母とを撃へてイスラエルの地に至しが アケララ父ヘロデと代てユダヤの王たりと聞ければ彼處に往ことを懼る又夢に告を蒙りてガリラヤの内ナザレと云る邑に至りて居り彼ハナザレ人と稱れんと預言者よ託て云れたる言よ應せん爲あり

**第三章** 當時バプテスマのヨハ子來りてユダヤの野に宣傳へて 曰けるハ天國ハ近けり悔改めよ 是ハ主の道を備ろの路線を直せよと野に呼る人の聲ありと預言者イザヤ

が言し人あり 此ヨハ子ハ身に駱駝の毛衣をき腰に皮の  
 帶をつかね蝗蟲と野蜜を食物とせり 斯時エルサレム及  
 ビユダヤを擧またヨルダンの四方より人々出てヨハ子に  
 就 己が罪を悔あらはしヨルダンにて彼よりバプテスマ  
 を授られたり 七 パプテスマを受んとてバリサイ及サドカ  
 イの人々の多く來れるを見て彼等に曰けるハ蝮の齋よ誰  
 らんぢらよ來んとする怒を避べきことを告じや 然は悔  
 改に符ふ果を結べよ 九 爾曹われらが先祖にアブラハム有  
 と云ことを意ふ勿れ我爾曹に告ん神ハ能この石をもア  
 ラハムの子と爲じめ給ふあり 十 今や斧を樹の根に置く故  
 に凡て善果を結ざる樹ハ斫れて火に投入らるべし 十一 我ハ

爾曹を悔改させんとて水を以て爾曹にバプテスマを授く  
 我より後に來者ハ我に勝て能力あり我ハ其履を提にも足  
 き彼ハ聖靈と火をもて爾曹よバプテスマを授ん 十二 手  
 箕を持って其禾場を淨め麥ハ歛て其倉よいれ糠ハ熄さる火  
 にて燬べし 十三 斯時イエスヨハ子よバプテスマを受んと  
 てガリラヤよりヨルダンに來り給ふ 十四 ヨハ子辭て曰ける  
 ハ我ハ爾よりバプテスマを受べき者なるよ爾反て我に來  
 る乎 十五 イエス答けるハ暫く許せ如此すべての義き事ハ我  
 儕盡す可あり是に於てヨハ子彼よ許せり 十六 イエスバプテ  
 スマを受けて水より上れるとき天忽ち之が爲にひらけ神の  
 靈の鶴の如く降て其上よ來るを見る 十七 又天より聲ありて

此ハ我心よ適わが愛子ありと云り

第四章 儲イエス聖靈に導かれ悪魔に試られん爲よ野に往

り 四十日四十夜食ふ事をせき後うゑたり 試むる者か

れよ來りて曰けるハ爾もし神の子あらは命をて此石をパ

ンと爲よ イエス答けるハ人ハパンのそにて生るも此よ

非き唯神の口より出る凡れ言に因と録されたり 是に於

て悪魔かれを聖京よ携へゆき殿の頂上に立せて曰けるハ

爾もし神の子あらは已が身を下へ投よ蓋あんちが爲に

神の使等に命せん彼等手にて支へ爾が足の石に觸ざる

やうすべしと録されたり イエス彼に曰けるハ主たる爾れ

神を試むべからざと亦録せり 悪魔また彼を最高き山に

携へゆき世界の諸國どろの榮華とを見せて 爾もし俯伏

て我を拜せば此等を悉かんちに與ふべしと曰 イエス彼

に曰けるハサタンよ退け主たる爾の神を拜し惟之にれそ

事ふべしと録されたり 終に悪魔かれを離れ天使たち來

り事ふ ○ イエスヨハ子の囚れし事を聞てガリラヤに往

ナザレを去ゼブルンとナフタリとの界ある海邊にカベ

ナウンに至て此に居り これ預言者イザヤの言よ 十五

ルンの地ナフタリの地海に沿たる地ヨルダンの外に地異

邦人のガリラヤ 此等の幽暗にをる民ハ大なる光をみ死

地と死蔭に坐する者の上に光いでたりと云しに應せん爲

あり ○ 斯時よりイエス始て道を宣傳へ天國ハ近けり悔

改めよと曰たまへり 一八 イエスガリラヤの海邊を歩てペテ  
 ロと云シモンらの兄弟アンデレと二人にて海に網うてる  
 を見たり彼等ハ漁者あり 一九 之に曰けるハ我に從へ我あん  
 ぢらを人を漁る者と爲ん 二十 彼等やがて網を棄てイエスに  
 從ふ 二一 此より進けるに又ほかの兄弟二人即ちゼベダイの  
 子ヤコブと其兄弟ヨハ子父ゼベダイと偕し舟にて網を補  
 へるを見て之を召しよ 二二 彼等も頓て舟と父とを置てイエ  
 スに從へり 二三 イエスガリラヤを徧く巡り其會堂にて教  
 をなし天國の福音を宣傳かつ民の中ある諸の病もろく  
 の疾を醫しぬ 二四 ラの聲名あまねくスリヤに播りしかば人  
 々すべての患へる者萬殊の病また痛惱る者あるひハ鬼に

憑たるもの癲癩癱瘋の病に罹れる者を彼に携來ければ之  
 を醫せり 二五 ガリラヤとデカポリスエルサレムユダヤヨル  
 ダンの外より多の人々きたり從ふ  
 二六 イエス許多の人を見て山に登り坐し給ければ弟子  
 等も其下に來れり 二七 イエス口を啓て彼等に教へ曰けるハ  
 三 心の貧き者ハ福なり天國ハ即ち其人の有ふれば也 四 哀  
 む者ハ福あり其人ハ安慰を得べければ也 五 柔和ある者ハ  
 福なり其人ハ地を嗣ことを得べければ也 六 餓渴ごどく義  
 を慕者ハ福あり其人ハ飽くことを得べければ也 七 矜恤ある  
 者ハ福なり其人ハ矜恤を得べければ也 八 心の清き者ハ福  
 あり其人ハ神を見んことを得べければ也 九 和平を求る者ハ



福あり其人の神の子と稱らる可ればあり 義ことこの爲よ  
責らるゝ者の福あり天國ハ即ち其人の有なれば也 我た  
めよ人なんぢらを誦誅また迫害いつもりて各様の惡言を  
いそん其時ハ爾曹福なり 喜び樂め天よ於て爾曹の報賞  
れほけきは也 爾曹より前の預言者をも如此せめたり  
き ○ 爾曹ハ地の鹽なり鹽をし其味を失え何を以か故  
の味よ復さん後ハ用ふし外よ棄らきて人よ踐るゝ而已  
爾曹ハ世の光なり山の上よ建らきたる城ハ隠くことを得  
き 燈を燃して斗の下よれく者なし燭臺よ置て家よ在す  
べての物を照さん 此の如く人々の前よ爾曹の光を耀か  
せ然きは人々なんぢらの善行を見て天よ在す爾曹の父を

榮むべし ○ われ律法と預言者を廢る爲よ來れりと意ふ  
勿われ來て之を廢るよ非き成就せん爲あり われ誠よ爾  
曹よ告ん天地の盡さる中よ律法の一畫も遂つくさき  
去て廢ることあし 是故よ人をし誠の至微き一を壞り又  
ろの如く人よ教ふは天國よ於て至微き者と謂れん凡ろ之  
を行ひ且人よ教る者の天國よ於て大ある者と謂るべし  
我ふんぢらよ告ん學者とパリサイの人の義よりも爾曹の  
義こと勝きは必き天國よ入こと能お ○ 古の人よ告て殺  
こと勿れ殺す者の審判よ干らんと言ること有ハ爾曹が聞  
し所あり 然と我ふんぢらよ告ん凡て故ふく去て其兄弟  
を怒る者の審判よ干らん又ろの兄弟を愚者よといふ者のハ

集議あふぎは干あつからん又また狂妄あれたものよといふ者ものハ地獄ぢごくの火ひは干あつかるべし二三  
 是まの故ゆゑは爾曹なんぢらをし禮物うたへのものを携たづへて壇だんは往ゆきたる時ときかしこにて  
 兄弟きやうだいは恨うらまるゝことあるを憶起おもひいださは二四ろの禮物うたへのものを壇だんの前まへは  
 留とどまづ往ゆきて爾なんぢの兄弟きやうだいと和やはらぎ後のちきたりて爾なんぢの禮物うたへのものを獻さしよ二五  
 爾なんぢを訟うつとふる者ものと借せもは途間みちまはある時ときとやく和やはらけよ恐おそろくハ訟うつと  
 ふる者ものあんぢを審官あらしやくは付つし審官あらしやくまた爾なんぢを下吏あしもやくは付つし遂つひは  
 爾なんぢハ獄ひとやは入いれん二六我われまことと爾なんぢは告つん分釐ぶんりまでも償つぐ  
 されは必かならき其所そこを出いること能あたはる也なり○古いにしへの人ひとは告つて姦かん  
 淫いんすること勿なかれと言いふことあるハ爾曹なんぢらが聞きし所ところあり二八然されと  
 我われあんぢらよ告つん凡おほろ婦せんを見て色情あそびやうを起おこす者ものハ中心こころのうちすで  
 姦淫かんいん志こころたる也なり○二九をし右みぎの眼めあんぢを罪つは陷おとさは扶たす出し

て之これを棄すよ蓋うへ五體ごたいの一ひとつを失うふハ全身ぜんを地獄ぢごくは投入ならるゝ  
 よりハ勝まされり三〇をし右みぎの手てあんぢを罪つは陷おとさは之これを斷きて  
 棄すよ蓋うへ五體ごたいの一ひとつを失うふハ全身ぜんを地獄ぢごくは投入ならるゝよりハ  
 勝まされり○三一また曰いふことあり凡おほろ人ひとろの妻つまを出いさんとせ  
 は之これは離縁れんじやう状じやうを與あふべしと三三然されと我爾曹われなんぢらは告つん姦淫かんいんの故ゆゑ  
 からで其妻そのつまを出いす者ものハ之これは姦淫かんいんあさしむる也なり又また出いされた  
 る婦せんを娶めとる者ものも姦淫かんいんを行おこなふあり○三三また古いにしへの人ひとは告つて偽いつはり  
 の誓ちかひを立たつこと勿なかれあんぢら誓ちかふ所ところハ必かならき主あは遂つひべしと言い  
 ること有あるハ爾曹なんぢらが聞きし所ところあり三四然されと我爾曹われなんぢらは告つん更さら  
 誓ちかふこと勿なかれ天てんを指さして誓ちかふ勿なかれ是神これかみの座位まくらゐふれば也なり○三五地  
 を指さして誓ちかふこと勿なかれ神かみの足あし凳たいふれば也なり○三六エルサレムを指さ

て誓ふこと勿かれ 大王の京城あれば也 爾の首を指て誓ふ勿ろハ一すぢの髪だヨ白し黒すること能ざれば也 爾曹たゞ是々否々といへ此より過るハ惡より出るあり○ 目にて目を償ひ齒にて齒を償へと言ること有ハ爾曹が聞し所あり 然と我あんぢらヨ告ん惡ム敵すること勿れ人あんぢの右の頬を批は亦ほかの頬をも轉して之ヨ向ヨ 爾を訟て裏衣を取んとする者にハ外服をも亦とらせよ 人あんぢヨ一里の公役を強ふは之と借ヨ二里ゆけ 爾ヨ求る者にハ予へ借んとする者を却くる勿れ○ 爾の隣を愛みて其敵を憾べしと言ること有ハ爾曹が聞し所あり 然も我あんぢらヨ告ん爾曹の敵を愛ミ爾曹を詛ふ者を祝

し爾曹を憎む者を善視し虐遇追害ものゝ爲ヨ祈禱せよ 如此するハ天ヨ在す爾曹の父の子とあらん爲かり夫天の父ハ其日を善者にモ惡者にも照し雨を義き者にも義からざる者にも降せ給へり 爾曹おのれを愛する者を愛するハ何の報賞かあらん税吏も然せざらん乎 安否を兄弟ヨのモ問ハ人より何の過たる事かあらん税吏も然せざらん乎 是故ヨ天ヨ在す爾曹の父の完全が如く爾曹も完全すべし

第六章

あんぢら人ヨ見せん爲ヨ其義を人の前ヨ行ことを慎むし然きは天ヨ在す爾曹の父より報賞を得るニ是故ヨ施濟を行とき人の榮を得ん爲ヨ會堂や街衢にて偽善者の

如く籟を己が前よ吹しむる勿れ我まことよ爾曹よ告ん彼  
 等ハ既よろの報賞を得たり 三 かんぢら施濟をするとき右  
 の手の爲ことを左の手よ知る勿れ 四 如此するハ其施濟  
 の隠れんが爲あり然は隠たるよ鑿たまふ爾の父ハ明顯よ  
 報たまふべし 〇 五 かんぢ祈る時よ偽善者の如する勿れ彼  
 等ハ人よ見られんが爲よ會堂や街衢の隅よ立て祈ことを  
 好われ誠よ爾曹よ告ん彼等ハ既よその報賞を得たり 六 かんぢ  
 んぢ祈る時ハ嚴密ある室よいり戸を閉て隠微たるよ在す  
 爾の父よ祈然は隠微たるよ鑿たまふ爾の父ハ明顯よ報  
 たまふべし 七 爾曹祈る時ハ異邦人の如く重複語を言るか  
 れ彼等ハ言おほきを以て聽れんと意へり 八 是故よ彼等よ

效こと勿れ爾曹の父ハ求ざる先よ其需用物を知たまへば  
 也 九 然は爾曹かく祈るべし天よ在ます我儕の父よ願くハ  
 爾名を尊崇させ給へ 十 爾國を臨らせ給へ爾旨の天よ成ど  
 どく地にも成せ給へ 十一 我儕の日用の糧を今日も與たまへ  
 十二 我儕よ罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪を免たま  
 へ 十三 我儕を試探よ遇せき惡より拯出し給へ國と權と榮ハ  
 爾の窮あく有たまふ所ありアーメン 十四 爾曹をむじ人の罪を  
 免さは天よ在ます爾曹の父も亦かんぢらを免し給えん 十五  
 然とをむじ人の罪を免さきは爾曹の父も爾曹の罪を免し給  
 えざるべし 〇 十六 かんぢら斷食するとき偽善者の如き憂容  
 をする勿れ彼等ハ斷食を人よ見ん爲よ顔色を損ふ我まこ

といふ爾曹は告ん彼等ハ既ハ其報賞を得たり 十七 かんぢ 断食  
 する時ハ首ハ膏をぬり面を洗へ 十八 如此するハ爾の断食人  
 に見きして隠微たるハ在す爾の父ハ現れんが爲あり然ハ  
 隠微たるハ鑿たまふ爾の父ハ明顯ハ報たまふべし 〇 十九 蠶  
 くハ鏽くさり盗うがちて竊む所の地ハ財を蓄ふること勿  
 二十 蠶くハ鏽くさり盗 穿て竊ざる所の天ハ財を蓄ふべ  
 し 二二 蓋かんぢらの財の在どころハ心も亦ある可レハ也 〇  
 二三 身の光ハ目あり若なんぢの目瞭かならハ全身も亦明あ  
 るべし 二三 若かんぢの目眊らハ全身暗かるべし是故ハ爾の  
 中の光を暗からハ其暗こと如何ハ大からキ乎 二四 人ハ二  
 人の主に事ること能キ蓋これ悪カレを愛ミ此を親ミ彼

を跡べけきは也かんぢら神と財ハ兼事ること能えキ 二五 是  
 故ハ我かんぢらハ告ん生命の爲ハ何を食ハ何を飲また身  
 體の爲ハ何を衣んと憂慮こと勿レ生命ハ糧より優り身體  
 ハ衣よりも優まる者ならキ乎 二六 かんぢら天空の鳥を見よ  
 稼ことかく穡ことを爲キ倉ハ蓄ふることかく然るハ爾曹  
 の天の父ハ之を養ヒ給へり爾曹之よりも大ハ勝る者な  
 らキ乎 二七 爾曹のうち誰ハ能おもひ煩ひて其生命を寸陰も  
 延得んや 二八 また何故ハ衣のことを思わづらふや野の百合  
 花ハ如何して長かを思へ勞キ紡がざる也 二九 わき爾曹ハ告  
 んソロモンの榮華の極の時だにも其装この花の一ハ及ざ  
 りキ 三十 神ハ今日野ハ在て明日爐ハ投入らるる草をも如此

よそえせ給へは況て爾曹をや嗚呼信仰うせき者よ 然は  
 何を食ひ何を飲ふよを衣んとて思わづらふ勿き 此みか  
 異邦人の求る者あり爾曹の天の父ハ凡て此等のものゝ必  
 需ことを知たまへり 爾曹まづ神の國と其義とを求よ然  
 は此等のものを皆ふんぢらよ加らるべし 是故よ明日の  
 事を憂慮あうれ明日ハ明日の事を思わづらへ一日の苦勞  
 ハ一日にて足り

第七章

人の罪を定ること勿れ恐くハ爾曹も亦罪よ定らま  
 二 爾曹が人の罪を定る如く己が罪をも定らるべし爾曹  
 が人を量どとく己も量らるべし 三 かんぢ兄弟の目よある  
 物屑を視て己が目よある梁木を知ざるハ何ぞや 己の目

よ梁木のあるよ如何で兄弟よ對て爾が目よある物屑を我  
 よ取せよと曰ことを得んや 偽善者よ先おのれの目より  
 梁木をどれ然は兄弟の目より物屑を取得るやう明々よ見  
 べし 六 犬よ聖物を與ふる勿また豕の前よ爾曹の眞珠を投  
 與る勿れ恐くハ足よて之を踐ふりかへりて爾曹を噬やぶ  
 らん 七 求よ然は與られ尋よ然はあひ門を叩よ然は開かる  
 くことを得ん 八 蓋をべて求る者ハに尋る者ハあひ門を叩  
 く者ハ開かる可きはなり 九 爾曹のうち誰ウ其子パンを求  
 んよ石を予んや 十 また魚を求んよ蛇を予んや 然は爾曹  
 惡き者あがら善賜を其子よ予ふるを知らして天よ在も爾  
 曹の父ハ求る者よ善物を予ざらん乎 十二 是故よ凡て人よ爲

られんと欲ことハ爾また人にも其ごとく爲よ是律法と預  
 言者ある也○ 十三 窄き門より入よ沈淪よ至る路ハ濶その門  
 ハ大かり此より入色の多し 十四 生よ至る路ハ窄その門ハ小  
 し其路を得色の少なり○ 十五 偽の預言者を謹めよ彼等ハ綿  
 羊の姿にて爾曹よ來きども内ハ殘狼なり 十六 是の果よ由  
 て知べし誰う荆棘より葡萄をとり蒺藜より無花果を採こ  
 どをせん 十七 凡て善樹ハ善果を結び惡樹ハ惡果を結べり 十八  
 善樹ハ惡果を結はき惡樹ハ善果を結ふこと能ざる也 十九 凡  
 そ善果を結ざる樹ハ斫きて火よ投入らる 是故よ其果よ  
 由て之を知べし○ 二十 我を召て主よ主よと日その盡く天國  
 に入よ非き唯これよ入者ハ我天よ在も父の旨よ遵ふ者の

とあり 二三 其日わきよ語て主よ主よ主の名よ託てをしへ主  
 の名よ託て鬼をおひ主の名よ託て多く異能を行しに非き  
 やと云もの多からん 二四 其時かきらよ告われ嘗て爾曹を知  
 き惡をなむ者よ我を離去と日ん 是故よ凡て我この言を  
 聽て行ふ者を磐の上よ家を建たる智人よ譬ん 二五 雨ふり大  
 水いで風ふきて其家を撞ども倒ることなし是磐を基礎と  
 爲たきは也 凡て我この言を聽て行えざる者を沙の上よ  
 家を建たる愚なる人よ譬ん 二六 雨ふり大水いで風ふきて其  
 家を撞は終に倒てその傾覆おないあり 二七 イエス此等の  
 言を語竟たまへるとき集りたる人々その教を駭きあへり  
 二八 二九 爾ハ學者の如ならき權威を有る者の如く教たまへは也

第八章

イエス山を下しとき多の人々これより從へり 癩病  
 の者きたり拜して曰けるハ主もし旨よ適ときハ我を潔ふ  
 し得べし 三 イエス手を伸かきよ按て我旨よ適へり潔なれ  
 と曰けきは癩病たゞちよ潔れり 四 イエス彼よ曰けるハ慎  
 て人よ告る勿れ唯ゆきて已を祭司よ見せ且モ一セが命せ  
 し禮物を献て彼等よ證據をせよ 五 イエスカペナウンよ  
 入しとき百夫の長きたり願て曰けるハ 六 主よ我僕癩瘋を  
 やモ家よ臥おて甚だ惱めり 七 イエス曰けるハ我ゆきて之  
 を醫せべし 八 百夫の長こたへけるハ主よ我ふんちを我が  
 屋下よ入奉るハ恐れ多し唯一言を出し給ハは我僕ハ愈ん  
 九 蓋われ人の權威の下よある者なるよ我下よ亦兵卒あり

て此よ往と曰はゆき彼よ來れと曰は來る我僕よ此を行と  
 曰は則ち行が故なり 十 イエスこれを聞て奇を從へる人々  
 よ曰けるハ我まことよ爾曹よ告んイスラエルの中よだよ  
 未だ斯る篤信よ遇ざる也 十一 われ爾曹よ告ん多の人々東よ  
 り西より來てアブラハムイサクヤコブと偕よ天國よ坐し  
 十二 國の諸子ハ外の幽暗よ逐出され其處にて哀哭切齒を  
 こと有ん 十三 イエス百夫の長よ往ふんちが信仰の如く爾よ  
 成べしと曰れまへる其時よ僕ハ愈たり 十四 イエスベテロ  
 の家よ入るの岳母の熱を煩ひ臥おたるを見て 十五 子の手よ  
 捫ければ即ち熱されり婦おきて彼等よ事ふ 十六 日暮たると  
 き人々鬼よ憑れたる者を多く携來ければイエス言にて鬼



を逐出し病ある者を悉く醫せり 預言者イザヤに托て自ら我儕の恙を受われらの病を預と曰たまひしに應せんが爲あり ○ 十八 借イエス多の人々の已を環るを見て弟子に命を向の岸に往んとし給しよ 十九 ある學者きたりて曰けるハ師よ何處へ往給ふとも我從えん 二十 イエス之曰けるハ狐ハ穴あり天空の鳥ハ巢あり然と人の子ハ枕をる所あり 三二 また弟子の一人いひけるハ主よ先ゆきて父を葬ることを我に容せ 三三 イエス曰けるハ我よ從へ死たる者に其死し者を葬らせよ ○ 三三 イエス舟に登ければ弟子等も之よ從ふ 三四 此とき大なる颶風おこりて舟を蔽ほりりある浪たちしにイエスの寝たり 三五 弟子等これに近きて醒し曰けるハ主よ

救たまへ我儕亡んども 三六 イエス彼等よ曰けるハ信仰うむき者よ何ぞ懼るや遂よ起て風と海とを斥ければ大よ平息にありぬ 三七 人々奇みて曰けるハ此ハ如何ある人ぞ風も海も之に従ひたり ○ 三八 イエス向の岸あるガダラ人の地に至れるとき鬼に憑れたる二人の墓より出て彼を迎ふ 三九 こと甚しく志て其途を人の過ること能えざりし不也 四〇 かれら呼叫て曰けるハ神の子イエスよ我儕あんちと何の與あらん乎いまだ時いたらざるに我儕を責んとて此處よ來るや 四一 遙をかれて豕の多のむれ食し居ければ 四二 鬼イエスに求て曰けるハ若われらを逐出さんどからは豕の羣よ入ことを容せ 四三 彼等に往と曰ければ鬼いでく豕の羣に入

しに惣すべてのむれ山やま坡かより逸かひて海うみにいり水みづに死まふたり三三 牧者かふものも邑むらに逃走にげゆきて此事このことと鬼おふに憑つかれたりし者ものの事ことを告つげければ三四  
 イエスに逢あんとて邑むらの者もの擧あがりて出いできたり彼かれを見みて此境このさかいを出いで  
 んことを願ねがへり

第九章

イエス舟ふねよ登のりわたりて故邑ふるさとよ至いたりければ二 癱瘋ちゆうふうにて  
 床とこに臥ふたる者ものを人々ひとびと昇あがり來きたりイエス彼等かれらが信まんんをを見みて  
 癱瘋ちゆうふうの者ものに曰いひけるハ子こよ心こころ安やすかれ爾なんぢの罪つみ赦ゆるされたり三 ある  
 學者がく者ものたち心こころの中うちよ謂いひけるハ此人このひとハ褻瀆けがすことを言いひ四 イエスそ  
 の意おもひを知しりて曰いひけるハ爾曹なんぢらいいうあれは心こころに惡あくを懷おもふや五 爾  
 の罪つみ赦ゆるされたりと言いふと起おきて歩あゆめと言いふと執とり易やすき六 それ人  
 の子地こちにて罪つみを赦ゆるむの權ちからあることを爾曹なんぢらよ知しせん七とて遂つひ

よ癱瘋ちゆうふうの者ものに起おきて床とこをどり家いへよ歸かへれと曰いひければ七 起おきて其その  
 家いへよ歸かへりぬ 人々ひとびとこれを見みて奇あやミ此かくの如ごとき權ちからを人ひとに賜たまひし  
 神かみを崇あがめたり九 イエス此こゝより進往すすみゆきマタイと名なづくる人ひとの税やく  
 關まへに坐まし居ゐけるを見みて我われよ從まへと曰いひければ起たち從まへり十  
 イエス彼かれが家いへよ食まむるとき税吏まつぎせり罪つみある人ひとおおなく來きりてイ  
 エス及およびその弟子でしと偕ともに坐ましければ十一 パリサイの人ひとこれを  
 見みて其弟子そのでしよ曰いひけるハ爾曹なんぢらの師あしハ何故なんゆゑ税吏まつぎせりや罪つみある人ひとと  
 偕ともに食まする乎か 十二 イエス聞きて彼等かれらよ曰いひけるハ康強すこやかなる者もの  
 醫者いしやの助たすけを需もとめき唯病たゞやまひある者ものこれを需もとむ 十三 われ矜恤あはれみを欲このみて祭  
 祀りを欲このみきといふ此こゝハ如何いかなる意こころ往ゆて學まなぶべし夫われわが來き  
 るハ義人たゞよきひとを招まねくためよ非あらき罪つみある人ひとを招まねきて悔改くいにあらためさせんが

爲あり○ 十四 其時ヨハ子の弟子イエスよ来て曰けるハ我儕  
 とバリサイの人の人ハ志はく断食をるよ師の弟子の断食せ  
 ざるハ何故ぞ 十五 イエス彼等よ曰けるハ新郎の友その新郎  
 と借よ居うちハ哀むことを得んや將來新郎をひきとらる  
 く日きたらん其時にハ断食をべき也 十六 新き布を以て舊き  
 衣を補ふ者ハあらざる蓋つくるふ所のもの反て之を壊るの  
 綻び尤も甚だしからん 十七 また新き酒を舊き革囊よ盛る者  
 ハあらざる若きうせは囊をりさけ酒もれいで其囊も亦壞  
 らん 新囊よ新酒を盛なは兩ながら存べし○ 十八 イエス  
 彼等よ此事を言る時ある宰きたり拜して曰けるハ我女  
 既よ死り来て彼よ手を按たまえ々生べし 十九 イエス起て

彼よ從ひ其弟子と借よ往 二十 十二年血漏を患へる婦うしろ  
 よ来て其衣の裾に捫れり 二二 蓋もし衣にだよも捫らば愈ん  
 ど意へはあり 二三 イエスふりかへり婦を見て曰けるハ女よ  
 心安かれ爾の信仰あんちを愈せり即ち婦この時より愈  
 イエス宰の家に入しよ笛ふく者および多の人の泣眺を見  
 て 二四 之よ曰けるハ退け女ハ死るに非きた々寝たるのミ人  
 々イエスを晒笑ふ 二五 彼等を出し々後いりて其手を執しよ  
 女起たり 二六 この聲名あまねく其地よ播りぬ 二七 イエス此を  
 去とき二人の警者またがひて叫ひひけるハダビデの裔よ  
 我儕を憐れ給へ 二八 イエス家よ入しに警者きたりければ彼  
 等に曰たまひけるハ我この事を行得ると信ぎるや答ける

ハ主まよ然しかり二九 イエス彼等かれらの目めに手てを按つて爾曹なんぢらの信まんんきんる如ごとく爾曹なんぢらに成なるべしと曰いけれほ 其目そのめひらけたりイエス嚴きびく戒いまて之これに曰いけるハ慎つゝて人ひとに知ある勿なれ三二 然しかども彼等かれらいで三三 遍あまく其地そのちにイエスの名なを播ひろめたり○ 啓者あけの出いるとき 人々ひと鬼おに憑つれたる暗啞あふをイエスに携つ来きりしに三三 鬼おひい三四 だされて暗啞あふものいへり衆人ひとあやしきと曰いけるハイスラエルいの中うちにも未いまだ斯かる事ことハ見まりき三五 巴里サイの人ひといひけるハ彼鬼かれおの王わに籍よりて鬼おを逐お出いせる也なり○ イエス遍あまく郷邑むらを廻めぐりその會堂くわいどうにて教きをあし天國てんこくの福音ふくいんを宣傳のんぷんへ民たみの中うちある諸すの病やまもべての疾あを愈いせり三六 牧者かふものあき羊ひつじの如ごとく衆人ひとあやみ又また流離りうりにありし故ゆに之これを見て憫あはれ三七 其そのとき弟で

子等たちは日ひ給たまひけるハ收稼かりいれものハ多おほく工人はたらくものハ少すくし三八 故ゆに其稼主そのもちは

工人はたらくものを收稼場かりいればに送おくることを願ねがふべし

**第十章** 偕さイエスろの十二お弟子にをよび彼等かれらは汚けがれたる鬼おを逐お

いたじ又またもべての病やまもべての疾あひを醫いす權ちからを賜たまへり二

の十二お使徒あの名なハ左ひだりの如ごとし首はしめにハペテロと名なけ給たまひし

シモンの兄弟きやうだいアンデレゼベダイの子ヤコブの兄弟きやうだいヨ

ハ子三ピリポバルトロマイトマス税吏まつぎどりマタイアルバイの

子こあるヤコブタツダイと名なくるレツパイ四カナンのシモ

ン五イスカリオテのユダは是これもあえちイエスを賣わ去まる者ものあり

○ イエスこの十二おを遣つかさんとして命めいを曰いけるハ異邦いほうの

途みちに往ゆくれ又またサマリアの邑むらにも入いるれ 惟ただイスラ

エルの家の迷へる羊は往て天國近に在と宣傳よ病  
 の者を醫し癩病を潔し死たる者を甦らせ鬼を逐出すこと  
 をせよ爾曹價あしよ受たれば亦價あしよ施すべし 爾曹  
 金またハ銀またハ錢を貯へ帶る勿れ 行囊二の裏衣履杖  
 も亦然そハ工人の其食物を得ハ宜あり 凡そ郷邑よ至ら  
 は其中の好人を訪て出るまでハ其處よ留れ 人の家よい  
 らは其平安を問うの家をし平安を得べき者からは爾曹  
 の願ふ平安ハ其家よ至らん若し平安を受べうらざる者  
 らは爾曹の願ふ平安ハ爾曹よ歸るべし もじ爾曹を接き  
 爾曹の言を聽ざる者あらは其家またハ其邑を去とき足の  
 塵を拂へ われ誠よ爾曹よ告ん審判の日到はソドムとゴ

モラの地ハ此邑よりも却て易からん ○ われ爾曹を遣す  
 ハ羊を狼の中よ入るが如し故に蛇の如く智く鶴の如く馴  
 良かれ 慎て人よ戒心せよ蓋人あんちらを集議所よ解し  
 又うの會堂にて鞭りべければ也 又わが緣故よ因て侯伯  
 および王の前よ曳るべし是かれらと異邦人に證をささん  
 が爲なり 人あんちらを解さは如何かにを言んと思ひ煩  
 らふ勿れ其とき言べき事ハ爾曹に賜るべし 是あんちら  
 自ら言よ非き爾曹の父の靈の衷に在て言あり 兄弟ハ  
 兄弟を死に付し父ハ子を付し子ハ兩親を訴へ且これを殺  
 さしむべし 又あんちら我名の爲に凡の人に憾れん然と  
 終まで忍ぶ者ハ救えるべし この邑にて人あんちらを責

ろは他の邑に逃れよ我まことに爾曹よ告ん爾曹イスラエルの諸邑を廻盡さざる間に人の子ハ來るべし弟子ハ師より優らき僕ハ主より優らざる也弟子ハ其師の如く僕ハ其主の如くは足ぬべし若し人主を呼てベルゼブルと云は況て其家の者をや是故に彼等を懼るゝこと勿ろハ掩れて露れざる者あく隠て知れざる者あければ也われ幽暗に於て爾曹よ告しことを光明に速よ耳をけけて聽しことを屋上に宣播めよ身を殺して魂を殺せこと能はざる者を懼るゝ勿れ唯ふんちら魂と身とを地獄に滅し得る者を懼れよ二羽の雀ハ一錢にて售よ非きや然るよ爾曹の父の許さくは其一羽も地よ隕ること有志爾曹の頭の髮

また皆かぞへらる故に懼るゝ勿れ爾曹ハ多の雀よりも優きり然ハ凡そ人の前よ我を識と言ん者を我も亦天よ在す我父の前よ之を識と言ん人前よ我を識と言ん者我も亦天よ在す我父の前よ之を識と言ん地よ泰平を出ん爲よ我來れりと思ふ泰平を出さんどよ非き刃を出さん爲よ來きり夫わが來るハ人を其父に背かせ女を其母よ背かせ媳を其姑よ背かせんが爲あり人の敵ハ其家の者あるべし我よりも父母を愛む者ハ我よ協ざる者あり我よりも子女を愛む者ハ我よ協ざる者ありその十字架を任て我よ従はざる者も我よ協ざる者ありその生命を得る者ハ之を失ひ我ために生命を失ふ者ハ



の最小いそぢひき者ものも彼かれよりの大おほいある也なり十二  
 時ときより今いまに至いたるまで人々ひと勵げて天國てんごくを取とんとす勵げたる者ものハ  
 之これを取りとれ十三 それ凡すべの預言者よげんと律法りふぽうの預言よげんしたるハヨハ子  
 の時ときまでなきは也なり十四 若もなんぢら我言わがまことを承うることを好ままは  
 來きべきエリヤハ是これなり十五 耳みみありて聽きゆる者ものハ聽きべし〇十六  
 我われこの世よを何なんも譬たとへんや童子街わらへに坐まじ其侶そのともを呼よびて十七 われら  
 笛ふえふけども爾曹なんぢらをせらき哀あはれをせれども爾曹なんぢら胸むねうたきと云いふ  
 二似にたり十八 蓋なヨハ子來きて食くらふこと飲のみふことを爲せされは鬼おによ  
 憑つれたる者ものありと人々ひと言いひ人の子このこきたりて食くらふことを  
 じ飲のみふことを爲すれば又また食たを嗜た酒さけを好このむ人ひと税吏罪ひきまつせりつみある者ものの  
 友とも也なりといふ然されども智慧ちゑハ智慧ちゑの子このこ義たけと爲せらるゝ也なり〇二十

厥その時ときイエス多おほくの異能いとなるわざを行なたまひたる諸邑むらの悔改くゐあらめざるよ  
 由よりて責いひけるハ二二 あゝ禍わざはひなる哉かなコラジンは噫あゝ禍わざはひなる哉かな  
 ベツサイダよ爾曹なんぢらの中うちに行なし異能いとなるわざを若もツロとシドンシドンは行なす  
 しからば彼等かれらハ早はやく麻あさをき灰はいを蒙かりて悔改くゐあらめしあるべし二三  
 われ爾曹なんぢらは告つげ審判さばみの日ひにハツロとシドンシドンの刑罰けいばつハ爾曹なんぢら  
 よりも却かへつ易やすうらん二三 既すに天てんよまで擧あげられしカペナウン  
 よ又また陰府よみに落おさるべし蓋うはんぢらぢらは行なし異能いとなるわざを若もツロム  
 一 行なしあらは今日けふまでも尙なほ保たも存ちしあらん二四 我われふんぢらよ  
 告つげ審判さばみの日ひよソドムソドムの地ちハ爾曹なんぢらよりも却かへつ易やすかるべし  
 〇二五 其そのときイエス答こたへて曰いはけるハ天地てんちの主まある父ちちよ此事このことを  
 智者達者かゝりものは隠かくして赤子あかこは顯あらはしたまふを謝あやす二六 父ちちよ然しかり  
 新約全書 またいでん第十一章 自廿一至廿六節 四十五



此の如ごとくハ聖旨まじしるニ適あはるあり 父ちちハ我われニ萬物ばんぶつを予あてたまへり父  
 の外ほかニ子こを識しるもの無なくまた子こおよび子この顯あらはす所ところの者ものの外ほかニ  
 父ちちを識しる者ものあし〇 二八ふた凡すべて勞つたる者ものまた重おもき負おる者ものハ我われニ來き  
 れ我われあんぢらぢらを息やすません 二九ふた我われハ心こころ柔な和やわニ去いて謙遜へりくだる者ものなれ  
 ハ我われ軛くびきを負おて我われニ學まなぶあんぢらぢら心こころニ平やす安やすを獲うべし 三十さん蓋ふたわが  
 軛くびきハ易やすわが荷にハ輕かろけれは也なり  
 當あ時ときイエス安息日あん日にちニ麥むぎの畑はたけを過すじが其その弟子でし九くち  
 飢うて穂ほを摘つみおじめたり 二  
 二 日ひけるハ爾なんぢの弟子でしハ安息日あん日にちニ爲なまじき事ことを行なせり 三  
 三 答こたへるハダビデおよび從ともニ在あり者ものの饑うしどき行なし事ことを未いま  
 未いまだ讀よまざる乎か 四よ即すなはち神かみの殿みやニ入いり祭さい司しの他ほかハ己おのれおよび從とも  
 從ともニ

をる者ものを食くらふまじき供とものパンぱんを食くらへり 五  
 五 司しハ殿みやの内うちにて安息日あん日にちを犯かせども罪つみあき事ことを律法りつぽうニ於おて  
 於おて讀よまざる乎か 六  
 六 われ爾なんぢら曹そうニ告つげ殿みやより大おほなるものもの茲いまニ在あり 七  
 七 れ矜恤あはれみを欲このめて祭まつ祀りを欲このめどハ如何いかあることか之これをしらば罪つみ  
 罪つみあき者ものを罪つみせざるべし 八  
 八 ろれ人ひとの子こハ安息日あん日にちの主またるか  
 九  
 九 此こを去いて彼等かれらの會堂くわいどうニ入いりし 十  
 十 一手ひとあへたる人ひとあ  
 十一  
 十一 りけれは彼等かれらイエスを訴うへんとて之これニ問とひけるハ安息日あん日にちに  
 十二  
 十二 ハ醫いをしことを行なすべき乎か 十二  
 十二 彼等かれらニ日ひけるハ爾なんぢら曹そうの中うちニ一ひとつ  
 十三  
 十三 羊ひつじを有もつ者ものあらんニ若もし羊ひつじ安息日あん日にちニ坑あなニ陷おちらば之これを掣ひ  
 十四  
 十四 上あざる乎か 十二  
 十二 人ひとハ羊ひつじより優すぐること幾い何ばかりぞや然されハ安息日あん日にちニ善ぜん  
 十五  
 十五 を行なすハ宜よろし 十三  
 十三 遂つよろの人ひとニ爾なんぢが手てを伸のよと日ひけれは伸のせり

即ち他の手<sup>て</sup>に如く<sup>ごと</sup>愈<sup>いゆ</sup> 十四 パリサイの<sup>ひと</sup>人<sup>ひと</sup>いでんイエスを殺<sup>ころ</sup>さ  
 んと謀<sup>はか</sup>れり 十五 イエス之<sup>これ</sup>を知<sup>しり</sup>て此<sup>こゝ</sup>を去<sup>さり</sup>し多<sup>おほく</sup>の人々<sup>ひとびと</sup>これよ  
 従<sup>したが</sup>ふ凡<sup>すべ</sup>て疾<sup>やまひ</sup>病<sup>びやう</sup>ある者<sup>もの</sup>をまふ愈<sup>い</sup>し 十六 我<sup>われ</sup>を人<sup>ひと</sup>よ露<sup>あらは</sup>むこと勿<sup>な</sup>れ  
 と戒<sup>いさ</sup>たり 十七 これ預<sup>よ</sup>言<sup>げん</sup>者<sup>しゃ</sup>イザヤの云<sup>いひ</sup>し言<sup>ことば</sup>よ 十八 視<sup>み</sup>よ我<sup>わが</sup>が選<sup>えら</sup>び  
 我<sup>わが</sup>僕<sup>めい</sup>もふえち我<sup>わが</sup>心<sup>こゝろ</sup>よ適<sup>かなひ</sup>たる我<sup>わが</sup>が愛<sup>い</sup>む者<sup>もの</sup>われ之<sup>これ</sup>よ我<sup>わが</sup>靈<sup>たま</sup>を賦<sup>あ</sup>  
 へん彼<sup>かれ</sup>異<sup>い</sup>邦<sup>ほう</sup>人<sup>じん</sup>よ道<sup>みち</sup>を示<sup>あ</sup>むべし 十九 彼<sup>かれ</sup>ハ競<sup>きやう</sup>ことあ<sup>さ</sup>く喧<sup>せけん</sup>ことあ  
 し人<sup>ひと</sup>街<sup>まち</sup>よ於<sup>お</sup>て其<sup>その</sup>聲<sup>こゑ</sup>を聞<sup>き</sup>ことあ<sup>さ</sup>し 二十 眞<sup>ま</sup>道<sup>みち</sup>をし<sup>て</sup>勝<sup>かち</sup>とゆ<sup>し</sup>む  
 るま<sup>ま</sup>での傷<sup>いざな</sup>る葦<sup>あし</sup>を折<sup>きる</sup>ことあ<sup>さ</sup>く煙<sup>けん</sup>れる麻<sup>あさ</sup>を熄<sup>げ</sup>ことなし 二一 異<sup>い</sup>  
 邦<sup>ほう</sup>人<sup>じん</sup>も亦<sup>また</sup>うの名<sup>な</sup>よ頼<sup>たの</sup>べしと有<sup>あ</sup>る應<sup>おほ</sup>せん爲<sup>ため</sup>あり 〇 二二 爰<sup>こゝ</sup>よ鬼<sup>おに</sup>  
 よ憑<sup>つ</sup>かる醫<sup>い</sup>の瘡<sup>かさ</sup>ある者<sup>もの</sup>をイエスの所<sup>ところ</sup>に携<sup>つ</sup>來<sup>き</sup>りけれは此<sup>この</sup>醫<sup>い</sup>  
 の瘡<sup>かさ</sup>を醫<sup>い</sup>して言<sup>ことば</sup>ひ見<sup>み</sup>るやうよ爲<sup>な</sup>り 二三 衆<sup>しゆ</sup>人<sup>じん</sup>みな奇<sup>あや</sup>みて曰<sup>いひ</sup>け

るハ此<sup>こ</sup>ハダビテの齋<sup>い</sup>に非<sup>あら</sup>ざる乎<sup>か</sup> 二四 パリサイの人<sup>ひと</sup>きく<sup>て</sup>  
 曰<sup>いひ</sup>けるハ此<sup>この</sup>人<sup>ひと</sup>ハ鬼<sup>おに</sup>に王<sup>わう</sup>ベルゼブルを役<sup>つか</sup>ふよ非<sup>あら</sup>ざれば鬼<sup>おに</sup>を  
 逐<sup>お</sup>出<sup>し</sup>ことなし 二五 イエスうの意<sup>こゝろ</sup>を知<sup>し</sup>て彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>よ曰<sup>いひ</sup>けるハ凡<sup>すべ</sup>て  
 相<sup>あ</sup>争<sup>あ</sup>ふ國<sup>くに</sup>ハ亡<sup>ほろ</sup>び凡<sup>すべ</sup>て相<sup>あ</sup>争<sup>あ</sup>ふ邑<sup>むら</sup>や家<sup>いえ</sup>ハ立<sup>た</sup>べからせ 二六 サタン  
 若<sup>も</sup>サタンを逐<sup>お</sup>出<sup>し</sup>さは自<sup>みづか</sup>ら相<sup>あ</sup>争<sup>あ</sup>ふあり然<sup>さ</sup>は其<sup>その</sup>國<sup>くに</sup>いかで立<sup>た</sup>ん  
 や 二七 若<sup>も</sup>われベルゼブルに由<sup>よ</sup>て惡<sup>あく</sup>鬼<sup>き</sup>を逐<sup>お</sup>出<sup>し</sup>さは爾<sup>なんぢら</sup>曹<sup>ら</sup>の子<sup>こ</sup>弟<sup>ども</sup>  
 ハ誰<sup>たれ</sup>よ由<sup>よ</sup>て之<sup>これ</sup>を逐<sup>お</sup>出<sup>し</sup>すや夫<sup>う</sup>かれらハ爾<sup>なんぢら</sup>曹<sup>ら</sup>の裁<sup>さい</sup>判<sup>ばん</sup>人<sup>にん</sup>とある  
 べし 二八 若<sup>も</sup>われ神<sup>かみ</sup>に靈<sup>たま</sup>よ由<sup>よ</sup>て鬼<sup>おに</sup>を逐<sup>お</sup>出<sup>し</sup>ま<sup>く</sup>あらは神<sup>かみ</sup>の國<sup>くに</sup>ハ  
 もえや爾<sup>なんぢら</sup>曹<sup>ら</sup>よ至<sup>いた</sup>り 二九 また勇<sup>つよ</sup>士<sup>し</sup>をまづ縛<sup>むす</sup>らざれば如何<sup>いか</sup>で  
 其<sup>その</sup>家<sup>いえ</sup>よ入<sup>い</sup>りの家<sup>か</sup>具<sup>ぐ</sup>を奪<sup>う</sup>ふことを得<sup>ね</sup>んや縛<sup>むす</sup>て後<sup>のち</sup>よ其<sup>その</sup>家<sup>いえ</sup>を奪<sup>う</sup>  
 ふべし 三十 我<sup>われ</sup>と借<sup>か</sup>ならざる者<sup>もの</sup>ハ我<sup>われ</sup>よ背<sup>う</sup>き我<sup>われ</sup>と借<sup>か</sup>よ斂<sup>あつ</sup>むる者<sup>もの</sup>

ハ散すあり 是故よ爾曹よ告ん人々の凡て犯す所の罪と  
 神を瀆ことハ赦れん然と人々の聖靈を瀆ことハ赦るべか  
 らき 言を以て人の子よ背く者ハ赦るべし然と言をもて  
 聖靈よ背く者ハ今世よ於ても亦來世よ於ても赦るべから  
 き 或ハ樹をも善とし其果をも善とせよ或ハ樹をも惡と  
 し其果をも惡とせよ夫樹ハ其果よ由て知るくなり 又  
 蝮の裔よ爾曹惡にして何で善を言ことを得んや夫心よ充  
 るより口よ言る者あれば也 善人ハ心の善庫より善を  
 のを出し惡人ハその惡庫より惡ものを出せり われ爾曹  
 よ告ん凡て人のいふ所の虚言ハ審判の日よ之を訴へざる  
 を得じ 爾曹の曰どころの言よ由て義とせられ又其

いふ言よ由て罪ありとせらる也 ○ 此時ある學者とバ  
 リサイの人答て曰けるハ師よ休徴をなして我儕よ見せん  
 ことを爾に請ふ 答て彼等よ曰けるハ奸惡ある世ハ休徴  
 を求されと預言者ヨナの休徴の外ハ之よ休徴を與られじ  
 夫ヨナが三日三夜魚の腹の中よ在し如く人の子も三日  
 三夜地の中よ在べし 二子ベの人審判の日に共よ起て今  
 の世の罪を定めん彼等ハヨナの誨よ由て悔改たり夫ヨナ  
 より大なる者こよ在 南の女王さほきの日よ共よ起て  
 今の世の罪を定めん彼ハ地の極よりソロモンの智慧を聽  
 んどて來れり夫ソロモンより大なるもの此よあり 惡鬼  
 人より出て早たる地を巡り安息を求めとを得きて曰け

四四 我<sup>わ</sup>が<sup>い</sup>出<sup>い</sup>じ<sup>で</sup>家<sup>い</sup>に<sup>へ</sup>歸<sup>か</sup>らん<sup>ん</sup> 既<sup>す</sup>に<sup>で</sup>來<sup>き</sup>じ<sup>り</sup>に<sup>よ</sup>空<sup>くう</sup>虚<sup>きよ</sup>に<sup>し</sup>て<sup>て</sup>掃<sup>は</sup>淨<sup>き</sup>り  
 飾<sup>か</sup>る<sup>を</sup>見<sup>み</sup> 遂<sup>つ</sup>に<sup>ひ</sup>往<sup>ゆ</sup>て<sup>て</sup>已<sup>お</sup>の<sup>れ</sup>より<sup>を</sup>惡<sup>あ</sup>き<sup>七</sup>の<sup>惡</sup>鬼<sup>き</sup>を<sup>携</sup>へ<sup>借</sup>に<sup>入</sup>て<sup>こ</sup>此<sup>こ</sup>に<sup>居</sup>は<sup>ろ</sup>の<sup>人</sup>の<sup>後</sup>に<sup>患</sup>狀<sup>あり</sup>の<sup>前</sup>より<sup>も</sup>更<sup>さら</sup>に<sup>惡</sup>か<sup>る</sup>べ  
 し<sup>此</sup>あ<sup>し</sup>き<sup>世</sup>も<sup>また</sup>此<sup>か</sup>の<sup>如</sup>あ<sup>ら</sup>ん 四六 イエス<sup>人</sup>々<sup>に</sup>語<sup>か</sup>を<sup>る</sup>  
 時<sup>とき</sup>そ<sup>の</sup>母<sup>は</sup>と<sup>兄</sup>弟<sup>やう</sup>れ<sup>に</sup>言<sup>い</sup>え<sup>ん</sup>と<sup>し</sup>て<sup>て</sup>外<sup>う</sup>に<sup>立</sup>け<sup>れ</sup>ば 四七 或<sup>ある</sup>人<sup>ひと</sup>  
 イエス<sup>に</sup>曰<sup>い</sup>け<sup>る</sup>ハ<sup>爾</sup>の<sup>母</sup>と<sup>兄</sup>弟<sup>やう</sup>あ<sup>ん</sup>ぢ<sup>に</sup>言<sup>い</sup>え<sup>ん</sup>と<sup>し</sup>て<sup>て</sup>外<sup>う</sup>  
 三 立<sup>た</sup>り 四八 イエス<sup>が</sup>告<sup>つ</sup>げ<sup>し</sup>者<sup>もの</sup>に<sup>答</sup>て<sup>い</sup>け<sup>る</sup>ハ<sup>我</sup>母<sup>は</sup>誰<sup>た</sup>れ<sup>ぞ</sup>我<sup>わ</sup>兄<sup>きやう</sup>弟<sup>だい</sup>  
 ハ<sup>誰</sup>ぞ<sup>や</sup> 四九 手<sup>て</sup>を<sup>伸</sup>ろ<sup>の</sup>弟<sup>で</sup>子<sup>し</sup>を<sup>指</sup>て<sup>い</sup>け<sup>る</sup>ハ<sup>是</sup>わ<sup>が</sup>母<sup>は</sup>わ<sup>が</sup>  
 兄<sup>きやう</sup>弟<sup>だい</sup>あ<sup>り</sup> 五〇 蓋<sup>あ</sup>を<sup>べ</sup>て<sup>我</sup>が<sup>天</sup>に<sup>在</sup>す<sup>父</sup>の<sup>旨</sup>を<sup>行</sup>ふ<sup>者</sup>ハ<sup>是</sup>わ  
 が<sup>兄</sup>弟<sup>やう</sup>わ<sup>が</sup>姉<sup>あ</sup>妹<sup>まい</sup>わ<sup>が</sup>母<sup>は</sup>あ<sup>れ</sup>ば<sup>也</sup> 二 多<sup>おほ</sup>く<sup>の</sup>人<sup>ひと</sup>々<sup>が</sup>彼<sup>かれ</sup>

第十三章

この日イエス出<sup>い</sup>て<sup>海</sup>邊<sup>へ</sup>に<sup>坐</sup>せ<sup>し</sup>に<sup>よ</sup> 多<sup>おほ</sup>く<sup>の</sup>人<sup>ひと</sup>々<sup>が</sup>彼<sup>かれ</sup>

二 集<sup>あつ</sup>り<sup>來</sup>け<sup>れ</sup>ば<sup>イエ</sup>ス<sup>ハ</sup>舟<sup>ふね</sup>に<sup>登</sup>て<sup>坐</sup>し<sup>凡</sup>の<sup>人</sup>々<sup>ハ</sup>岸<sup>き</sup>に<sup>立</sup>  
 三 出<sup>い</sup>し<sup>が</sup> 播<sup>ま</sup>き<sup>る</sup>時<sup>とき</sup>路<sup>みち</sup>の<sup>旁</sup>に<sup>遺</sup>し<sup>種</sup>あ<sup>り</sup>空<sup>そら</sup>中<sup>ちゆう</sup>の<sup>鳥</sup>き<sup>たり</sup>て  
 四 啄<sup>つ</sup>く<sup>盡</sup>せ<sup>り</sup> 五 又<sup>また</sup>土<sup>つち</sup>う<sup>す</sup>き<sup>磽</sup>地<sup>ち</sup>に<sup>遺</sup>し<sup>種</sup>あ<sup>り</sup>直<sup>た</sup>ち<sup>に</sup>萌<sup>は</sup>出<sup>い</sup>た  
 六 日<sup>ひ</sup>の<sup>出</sup>し<sup>と</sup>き<sup>灼</sup>れ<sup>し</sup>か<sup>は</sup>根<sup>ね</sup>あ<sup>さ</sup>が<sup>故</sup>に<sup>槁</sup>たり<sup>七</sup> 八  
 九 棘<sup>いば</sup>ら<sup>の中</sup>に<sup>遺</sup>し<sup>種</sup>あ<sup>り</sup>棘<sup>いば</sup>ら<sup>そ</sup>だ<sup>ち</sup>て<sup>之</sup>を<sup>蔽</sup>ゆ<sup>り</sup> 十 又<sup>また</sup>沃<sup>よ</sup>壤<sup>ちゆう</sup>  
 十一 遺<sup>あ</sup>ち<sup>種</sup>あ<sup>り</sup>實<sup>み</sup>を<sup>結</sup>べ<sup>る</sup>こと<sup>或</sup>ハ<sup>百</sup>倍<sup>ある</sup>ひ<sup>ハ</sup>六<sup>ろ</sup>十<sup>じゅう</sup>倍<sup>あ</sup>  
 十二 耳<sup>みみ</sup>あ<sup>り</sup>て<sup>聽</sup>ゆ<sup>る</sup>者<sup>もの</sup>ハ<sup>聽</sup>べ<sup>し</sup> 十三 弟<sup>で</sup>子<sup>し</sup>等<sup>ら</sup>  
 十四 きた<sup>り</sup>て<sup>彼</sup>に<sup>曰</sup>け<sup>る</sup>ハ<sup>何</sup>故<sup>ゆゑ</sup>に<sup>譬</sup>を<sup>も</sup>て<sup>彼</sup>等<sup>ら</sup>に<sup>語</sup>り<sup>給</sup>ふ<sup>や</sup>  
 十五 答<sup>こた</sup>へ<sup>て</sup>曰<sup>い</sup>け<sup>る</sup>ハ<sup>爾</sup>曹<sup>なんぢら</sup>に<sup>天</sup>國<sup>てんこく</sup>の<sup>奧</sup>義<sup>おくぎ</sup>を<sup>知</sup>こ<sup>と</sup>を<sup>予</sup>た<sup>ま</sup>へ  
 十六 彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>に<sup>予</sup>ら<sup>れ</sup>て<sup>な</sup>ほ

餘あり無有者ハろの有る物をも奪る也 彼等ハ視ても  
 見き聽ても聽き悟ざるが故に我譬を以て彼等に語れり  
 イザヤの預言に爾ハ聽きも悟らき視きも見き 蓋この民  
 目にて見耳にてきく心にて悟り改めて我に醫されんこと  
 を恐その心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと云しに應へり  
 然と爾曹の目ハ見爾曹の耳ハ聞が故に福なり われ誠  
 爾曹に告ん多の預言者と義人の爾曹が見どころを見んと  
 志たりしが見どころを得き爾曹が聞どころを聞んとしたり  
 しが聞ことを得ざりき 故に爾曹播種の譬を聽 天國の  
 教を聞て悟らざれば惡鬼きたりて其心は播れたる種を奪  
 ふ是路の旁に播たる種なり 磽地は播れたる種ハ是教を

聽て速うは喜び受れども 已に根ふければ暫時のみ教の  
 爲に患難あるひハ迫らるゝ事の起る時ハ忽ち道に礙く者  
 あり また棘の中は播れたる種ハ是教を聽きも此世の思  
 慮と貨財の惑に教を蔽きて實らざる者あり 沃壤は播れ  
 たる種ハ是教を聽て悟り實を結こと或ハ百倍あるひハ六  
 十倍あるひハ三十倍する者あり 〇 また譬を彼等示し  
 て曰けるハ天國ハ人畑は美種を播り似たり 人々の寢た  
 る間に其敵きたり麥の中は稗子を播りて去り 苗をえ出  
 實たるとき稗子も現れたり 主人の僕きたりて曰けるハ  
 主は畑に美種を播りしう如何して稗子ある乎 僕に  
 曰けるハ敵人これを行き僕主人に曰けるハ然らば我儕ゆ

きて之を拔あつむるハ宜ウ 二九 否おそらくハ爾曹稗子を拔  
 ありめんとして麥をも共ニ拔べし 三十 收穫まで二ながら長お  
 け我かりいれの時まづ稗子を拔あつめて焚ん爲よ之を束  
 ね麥をは我が倉ニ收よと言ん 三二 また譬を彼等ニ示し曰  
 けるハ天國ハ芥種の如し人これを取て畑ニ播は 三三 萬の種  
 よりハ小けれども長てハ他の草より大にして天空の鳥き  
 たり其枝ニ宿やどの樹とある也 三三 また譬を彼等ニ語け  
 るハ天國ハ麩種の如し婦こきをとり三斗の粉の中ニ藏せ  
 は悉く脹發すあり 三四 イエス譬をもて凡て此等の事を衆人  
 ニ語たまへり譬にあらざれば語り給ハキ 三五 これ預言者ニ  
 託て我譬を設て口を啓き世の始より隠たる事を言出さん

と云れたるニ應せん爲あり 三六 遂ヨイエス衆人を歸して  
 家ニ入り其弟子きたりて曰けるハ畑の稗子の譬を我儕ニ  
 解たまへ 三七 之ニ答て曰けるハ美種を播者ハ人の子あり 三八  
 畑ハこの世界あり美種ハ是天國の諸子あり稗子ハ惡魔の  
 子類なり 三九 之をまく敵ハ惡魔なり收穫ハ世の末あり刈者  
 ハ天の使等あり 四十 稗子の斂て火ニ焚る如く此世の末ニ於  
 ても此の如くなるべし 四一 人の子の使者たちを遣して其  
 國の中より凡て蹟礙とある者また惡きをあす人を斂て 四二 此  
 を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒すること有ん 四三 此  
 とき義人ハ其父の國ニ於て日の如く輝かん耳ありて聽ゆ  
 る者ハ聽べし 四四 また天國ハ畑ニ藏たる寶の如し人みい

ださは之を秘し喜び歸り其所有を盡く賣てその畑を買ふ  
 り○ 四五 また天國ハ好眞珠を求めんとする商人の如し 四六 一の  
 値たかき眞珠を見出さばその所有を盡く賣て之を買ふり  
 ○ 四七 また天國ハ海に投て各様の魚をとる網の如し 四八 既よ  
 盈れば岸よ曳あけ坐てその嘉ものを器にいれ惡をの棄  
 るあり 四九 世の末よ於てを此の如あらん天の使等いで義  
 者の中より惡者を取わけ 五十 之を爐の火よ投入べし其處よ  
 て哀哭切齒をること有ん ○ 五一 イエス彼等よ曰けるを此事  
 をみる悟しや彼よ曰けるハ主よ然 五二 イエス彼等よ曰ける  
 ハ然ば天國について教られたる學者ハ新しき物と舊き物  
 とを其庫より出す家の主の如し ○ 五三 イエスこの譬を言畢

て此を去ぬ 五四 その故土よいたり會堂にて教じよ人々奇ミ  
 曰けるハ此人の智慧と異なる能ハ何處より來るや 五五 これ  
 木匠の子よあらきや其母ハマリアアの兄弟ハヤコブヨセ  
 シモンユダよ非きや 五六 アの妹等ハみか我儕と偕よ在よ非  
 きや然るよ此人の凡て此等の事ハ何處より來しや 五七 遂よ  
 厭て之を棄イエス彼等よ曰けるハ預言者ハ其故土アの家  
 の外よ於て尊まれざることをあじ 五八 彼等が信することをあき  
 よ由て多の異なる能を此よ行給ハざりき  
**第十四章** 其ころ分封の君ヘロデイエスの聲名を聞て 二  
 の僕よ曰けるハ是ハパテスマのヨハ子なり彼死より甦り  
 たり故よ異なる能を行ふなり 三 前よヘロデアの兄弟ピリ

四 彼の妻へロデヤの事よ由てヨハ子を捕へ縛て獄よ入たり  
 此ハヨハ子へロデよ此女を娶るハ宜じからきと云しよ  
 五 彼ヨハ子を殺さんと欲じ民これを預言者どももるよよ  
 六 彼等を懼たりしがヘロデ誕生の日を祝へる時ヘロデ  
 ヤの女その座上にて舞をなしヘロデを悦ほせければ何  
 なる物よても求よ任て予んどヘロデ之よ誓たり 七 女  
 母の勸ありしよ因バプテスマのヨハ子の首を盆よ載て此  
 八 賜れと曰 王憂けれども既よ誓たると席よ列れる者の  
 九 爲よ予ることを命じ 十 即ち人を遣じ獄よ於てヨハ子の首  
 十一 を斬せ 十二 子の首を盆よ載て女よ予ければ女ハ之を  
 十三 母の捧たり 十四 ヨハ子の弟子等きたりて屍を取これを葬り往

十四 告 イエスこれを聞て人をさけ舟よ登て其處  
 十五 去さびじき處よ往給ひしが衆人きくて歩行よて彼よ從  
 十六 へり 十七 イエス出て多の人を見て之を憫ミ其病る者を醫  
 十八 せり 十九 日くる時子の弟子きたりて曰けるハ此ハ寂寞と  
 二十 ころよ志て時をえや遅し諸邑よ往て自ら食を求させん爲  
 二十一 人々を去しめよ 二十二 イエス彼等よ曰けるハ人々往きども  
 二十三 可あんちら之よ食を予よ 二十四 答けるハ我儕此よたゞ五のバ  
 二十五 ンと二の魚あるのモ 二十六 イエス曰けるハ其を此よ携來れ  
 二十七 遂よ衆人よ命じて坐しめ五のパンと二の魚をとり天を仰  
 二十八 て謝しパンを擘て弟子よあたふ弟子これに衆人よ予ぬ  
 二十九 みか食て飽るの餘たる屑を拾しよ 三十 十二の籠よ盈たり 三十一 食



し者ものの婦せんせと幼童こどもの外ほかおおよろ五千人ごせん にんありき○ 頼たのてイエ  
 ス衆人しゆじんを歸かへさんとして其弟子そのでしを強あひて舟ふねよのせ向むかの岸きへ先ま  
 渡わたしむ 斯かくて衆人しゆじんを歸かへしければ祈禱いのりせんとして密ひうかよ山やまに  
 上のぼり日ひくれて獨ひさりろこよ在いませり 舟ふねハ海中わたなかに在ありて逆風さかかぜの爲ため  
 浪なみよ漂たれえさる 夜よの四時よじごろイエス海うみの上うへを歩あゆて之これよ  
 至いたじよ 弟子でしろの海うみの上うへを歩あゆるを見みて驚おどろき此こハ變化へんげの物もの  
 さらんと曰いひて懼おそれ叫さけたり 二七 イエス頼たのて彼等かれらよ曰いひけるハ心こころ  
 安やすうれ我われあり懼おそるゝ勿なれ 二八 ペテロ答こたへて曰いひけるハ主あめよ若もじ  
 爾なんぢさらば我われよ命めいじ水みづを履ふて爾なんぢの所ところよ至いたじめよ 二九 來きと曰いひ給たま  
 ひければペテロ舟ふねより下くだりてイエスの所ところよ至いたんどて浪なみの上うへ  
 を歩あゆたれと 三〇 風かぜの烈はげきを見みて懼おそれ沈あづかくりければ主あめよ我われ

を救たすたまへと曰いひ 三一 イエス頼たのて手てを伸のこれを執とらて曰いひけるハ  
 信あん仰かううすき者ものよ何なんぞ疑うたふや 三二 借せよ舟ふねよ登のりききは風かぜ志せづま  
 りぬ 三三 舟ふねよ居きし者ものちかよりて彼かれを拜ほし曰いひけるハ誠まことよ爾なんぢハ  
 神かみの子こなり○ 三四 遂つひよ渡わたりてゲテサレの地ちよ到いたしかば 三五 其處そのところ  
 の人々ひとイエスを識ありて遍あまく四方あほうよ人ひとを遣つかはし凡すべて病やまひの者ものを携たづ  
 へ來きらしむ 三六 只ただろの衣ころもの裾すそよ捫さらんことをイエスよ願ねがへ  
 り捫さし者ものハ即すなちみあ愈いやされたり  
**第三十五章** 時ときよエルサレムエルサレムの學がく者しやとババリサイサイの人ひとイエスよ  
 來きて曰いひけるハ 二 爾なんぢの弟子でし古いにしへの人の遺傳つとへを犯をかすハ何故なぞ蓋食おほ  
 する時ときよ其手そのてを洗あらはせられは也なり 三 答こたへて彼等かれらよ曰いひけるハ 爾曹なんぢらハ  
 亦またあんぢらの遺傳つとへよよりて神かみの誠まことを犯をかすハ何故なぞ 四 爾なんぢら  
 亦またあんぢらの遺傳つとへよよりて神かみの誠まことを犯をかすハ何故なぞ 四 爾なんぢら  
 亦またあんぢらの遺傳つとへよよりて神かみの誠まことを犯をかすハ何故なぞ 四 爾なんぢら

いましめて爾の父母を敬へ又父母を罵る者ハ殺さるべし  
 と宣給へり 然るも爾曹ハ曰て凡て人父母も對なんぢを  
 養ふ可ものハ禮物なりと云はろの父母を敬ハぎとを可  
 とを斯て爾曹遺傳より神の誠を廢くせり 偽善者よイ  
 ザヤハ能あんぢらよ就て預言し 此民ハ口よて我よ近き  
 唇にて我を敬へとも其心ハ我よ遠うり 人の誠を教どあ  
 して徒らよ我を拜せと云り イエス人々を召て彼等よ曰  
 けるハ聽て悟れ 口よ入ものハ人を汚さぎ口より出るも  
 のハ是人を汚せあり 弟子きたりてイエスよ曰けるハバ  
 リサイの人この言を聞て厭棄るを爾知か 答て曰けるハ  
 我が天の父の植ざる者ハみあ拔るべし 彼等を棄おけ譬

者の相せる譬者あり若めじひのもの譬者の相せは二人と  
 も溝よ落べし 十六 イエス曰けるハ爾曹も未だ悟ざる乎 凡て  
 よ解たまへ 十七 イエス曰けるハ爾曹も未だ悟ざる乎 凡て  
 口よ入ものハ腹を運て廁よ落るを未だ知ざる乎 口より  
 出るものハ心より出これ人を汚せもの也 蓋心より出る  
 所の惡念凶殺姦姪苟合盜竊妄證謗讟 此等ハ人を汚もの  
 なり 然とも手を洗きて食ふハ人を汚さぎ イエス此を  
 去てツロビシドンの地よ往けるよ 其地よ住るカナンの  
 婦いでく呼えり曰けるハ主よダビデの裔よ我を憫み給へ  
 我むをめ鬼よ憑れて甚く苦めり イエス一言も彼よ答さ  
 りじらば其弟子きたり請て曰けるハ我儕の後より呼ハる

が故ゆゑに彼かれを去さらせ給たまへ 二四こたへ 答こたへて曰いひけるハイスラエルの家の迷まよ  
 へる羊ひつじの外ほかに我われハ遣つかされき 二五きんち 婦きんちきたり拜はいして曰いひけるハ主あか  
 よ我われを助たすたまへ 二六こたへ 答こたへけるハ兒女こどものパンを取とりて犬いぬに投なげ與あたふ  
 るハ宜よろうらき 二七きんち 婦きんちいひけるハ主あかよ然あかりされき犬いぬもろの主あか人じん  
 の膳ぜんより落おつる屑くづを食くらふ 二八つひ 遂つひにイエス答こたへて曰いひけるハ婦きんちよ  
 爾なんぢの信あん仰かうハ大おほい願ねがひの如ごとく爾なんぢに成なるべし 此この時ときより其その女むすめい  
 たり 〇 二九こ イエス此こを去さりガリラヤの海うみ邊へにゆき山やまに登のぼりて  
 坐ませり 三十おほく 多おほくの人ひと々々跛あへ者なへ醫い者や瘡あふ者なへ殘か缺た者なへおよび各さま様々の疾やま病ひ  
 ある者ものを伴ともひきたりイエスの足あし下もとに置おけれは即すなはち之これを醫い  
 しぬ 三二こ 是こに於おいて瘡あふ者なへハものいひ殘か疾たハいえ跛あへ者なへハあゆま  
 醫い者やハ見みたるを人ひと々々見みて奇あやみイスラエルの神かみを榮あはれたり 〇

三三こ イエスろの弟でい子しを呼よびて曰いひけるハ我われこの衆ひと人びとを憫あはれ彼かれ等ら  
 われど借せる居きること三日みつにして食くらふをのまし飢うさせ去さらし  
 むること欲このき恐おそくハ途みち間まにて憫あやむ 三三こ 其その弟でい子しかれらに曰いひ  
 けるハ野のにて此この多おほくの人ひとに飽あするほどのパンを何い處ところより  
 得えんや 三四こ イエス彼かれ等らに曰いひけるハパン幾いく何なんあるや答こたへけるハ  
 七ななと些すこ少しの魚うあり 三五こ イエス人ひと々々に命めいじて地ちに坐すわしめ 三六せう  
 のパンと魚うを取とりて謝あやし之これを撃つて其その弟でい子しに予あてしは弟でい子しこ  
 れを人ひと々々に予あてし 三七くらふ 食くらてみな飽あたり餘あまり屑くづを拾ひろひし七ななの籃かご  
 盈みり 三八こ 之これを食くらふもの婦きんちと孩こ子どもの外ほかに四よ千せん人にんありき 三九こ  
 エス人ひと々々を去さらしめ舟ふねに登のぼりてマダラの境さかひに至いたり  
 第四十よんじゅう章しやう 卅一さんじゅういち節せつ 卅二さんじゅうに節せつ 卅三さんじゅうさん節せつ 卅四さんじゅうし節せつ 卅五さんじゅうご節せつ 卅六さんじゅうろく節せつ 卅七さんじゅうしち節せつ 卅八さんじゅうはち節せつ 卅九さんじゅうきゅう節せつ 四十よんじゅう節せつ 卅一さんじゅういち節せつ 卅二さんじゅうに節せつ 卅三さんじゅうさん節せつ 卅四さんじゅうし節せつ 卅五さんじゅうご節せつ 卅六さんじゅうろく節せつ 卅七さんじゅうしち節せつ 卅八さんじゅうはち節せつ 卅九さんじゅうきゅう節せつ 四十よんじゅう節せつ 卅一さんじゅういち節せつ 卅二さんじゅうに節せつ 卅三さんじゅうさん節せつ 卅四さんじゅうし節せつ 卅五さんじゅうご節せつ 卅六さんじゅうろく節せつ 卅七さんじゅうしち節せつ 卅八さんじゅうはち節せつ 卅九さんじゅうきゅう節せつ 四十よんじゅう節せつ

二 として天の休徴を我儕に見せよと曰ければ  
 三 彼等も答ける  
 四 ハ爾曹暮にハ夕紅よ由て晴からんと言  
 五 晨にハ朝紅また  
 六 曇よ由て今日ハ雨からんといふ偽善者よ空の景色を別  
 七 どを知て時の休徴を別ち能とざる乎  
 八 姦惡ある世ハ休徴  
 九 を求るとも預言者ヨナの休徴のほか休徴を予られじ遂  
 一〇 彼等を離れて去ぬ  
 一一 〇  
 一二 その弟子むかふの岸よ到しよバン  
 一三 を携ふることを忘たり  
 一四 六  
 一五 イエス彼等よ曰けるハ戒心して  
 一六 バリサイとサドカイの人の麴酔を慎めよ  
 一七 弟子たがひよ  
 一八 論じて曰けるハ是バンを携へざりし故からん  
 一九 八  
 二〇 イエスこ  
 二一 れを知て曰けるハ信仰うすき者よ何ぞ互よバンを携へざ  
 二二 りしことを論きる乎  
 二三 九  
 二四 未だ悟らざるか  
 二五 五千人よ五のバン

一 子を予しとき幾筐ひろひじ乎  
 二 十  
 三 また四千人よ七のバンを予  
 四 じとき幾筐ひろひじや爾曹これを記ざるか  
 五 十二  
 六 バリサイと  
 七 サドカイ此人の麴酔を慎めどハバンにけきて言るよ非  
 八 る  
 九 を何ぞ悟らざる  
 一〇 十二  
 一一 是よ於て弟子その麴酔にハあらでバリ  
 一二 サイとサドカイの人の教を謹めと言るあるを悟れり  
 一三 〇  
 一四 十三  
 一五 イエスカイザリヤポリボの方よ到しとき其弟子よ問て曰  
 一六 けるハ人々ハ人の子を誰と言や  
 一七 十四  
 一八 彼等いひけるハ或人ハ  
 一九 パプテスマのヨハ子  
 二〇 或人ハエリヤ  
 二一 或人ハエレミヤ  
 二二 また預  
 二三 言者の一人ありと言り  
 二四 十五  
 二五 彼等よ曰けるハ爾曹ハ我を言て  
 二六 誰とむる乎  
 二七 十六  
 二八 シモンペテロ答けるハ爾ハキリスト  
 二九 活神の  
 三〇 子あり  
 三一 十七  
 三二 イエス答て彼よ曰けるハヨナの子シモン  
 三三 爾ハ福

かり蓋血肉うへけつにくあんぢよ示あはせるよ非あき天てんに在います吾父わがちちあり我われ  
 また爾なんぢに告つげん爾なんぢハペテロペテロあり我わが教會けうかいをこの磐いの上うへに建た  
 べし陰府よみの門もんハ之これに勝かつべうらき又またわれ天國てんごくの鑰かぎを爾なんぢに  
 予あたへん爾なんぢが地ちに於おいて繫つなぐことハ天てんに於おいても繫つなぐあんぢが地ちに於おいて  
 釋とくことハ天てんに於おいても釋とくべし遂つひに其弟子そのでしを戒いめけるハ  
 我われをキリストキリストと人ひとに告つぐること勿なれ○此時このときよりイエスそ  
 の弟子でしに己おのれのエルサレムエルサレムに往ゆて長老祭司せうしやうしの長學なががく者しや等たちより  
 多おほく苦くるミを受うけかつ殺ころされ第三日みつかひに甦よみがへる等たちあすべき事ことを示あ  
 し始はむ三三ペテロペテロイエスを援ひきとめて主まよ宜よらき此事このことあんぢ  
 に来きるまじと曰いければ三三イエス反顧ふりかへてペテロペテロに曰いたまひ  
 けるハサタンサタンよ我後わがうしろに退まりけ爾なんぢハ我われに礙つまぐ者ものあり夫それあんぢ

ハ神かみの事ことを思おもへき人ひとの事ことを思おもへり二四此時このときイエスイエスの弟子でし  
 に曰いけるハ若もわれに從まはん二五と欲おもふ者ものハ己おのれを棄すてその十字架おのじ  
 を負おひて我われに從まへ二五その生命いのちを保全まもつせん二六とする者ものハ之これを失う  
 ひ我わがために其生命いのちを失うふ者ものハ之これを得うべければ也なりもし人ひと  
 全世界せかいぢゆうを得うるとも其生命いのちを失うせよ何なんの益えきあらん乎やまた人ひとあ  
 にを以もて其生命いのちに易かんんや二七それ人ひとの子こハ父ちちの榮光はうくわうを以もて  
 その使等つかひらと偕ともに來きらん其時そのときおのの行おこなひに由よりて報むかゆべし  
二八誠まことに爾曹なんぢらに告つげん人ひとの子こその國くにを以もて來きるを見みるまでハ此  
 に立たつものなか中に死あざる者ものあるべし

第十七章

六日むいかの後のちイエスイエスペテロペテロヤコブヤコブその兄弟きやうだいヨハ子よを

伴ともひ人ひとを避さひて高山たかみやまに登のぼり給たまひが二彼等かれらの前まへにて其容貌そのすがたか

たり其面日の如く耀き其衣の白く光れり 三  
 モーセとエリヤ現れてイエスと偕に語ぬ 四  
 ペテロ答てイエスに曰けるハ主よ我儕こゝに居ハ善もし尊旨に適ハゞ我儕に三の處を建せたまへ一ハ主のため一ハモーセのため一ハエリヤの爲にせん 五  
 如此いへる時カゞやける雲かれらを蔽ふ聲雲より出て言けるハ此を我旨に適ふわが愛子あり爾曹これに聽べし 六  
 弟子これを聞て大におろれ倒れ伏たり 七  
 エス來りて彼等に手を按おきよ懼るゝ勿れと曰ければ 八  
 其目を舉しに惟イエスのほか一人をも見ざりき 九  
 山を下る時にイエス彼等に命して人の子の死より甦るまでハ爾曹の見し事を人に告べからきと言り 十  
 ろの弟子とふて

曰けるハ然はエリヤハ先に來るべし學者の云るハ何ぞや 十一  
 イエス答て曰けるハ實にエリヤハ來て萬事を改むべし 十二  
 然と我あんぢらに告んエリヤハ既に來しに人これを知きたゞ意の任に彼を待へり此の如く人の子もまた彼等より苦難を受べし 十三  
 是に於て弟子バプテスマのヨハ子を指て曰たまへるを悟れり 十四  
 彼等おろくの人の居どころに來しに或人イエスの所にきたり跪き 十五  
 曰けるハ主よ我子を憫ミたまへ癩癩にて屢々火に倒れ水に倒れ甚だ苦めり 十六  
 之を爾の弟子に携往たれと醫すことを得ざりき 十七  
 イエス答て曰けるハ臆信なき曲れる世なる哉われ何時まで爾曹と偕に居んや我いつまで爾曹を忍んや彼を我もとに携

來れ 遂にイエス鬼を斥め給へば鬼いでゝ其子この時よ  
 り愈たり 其とき弟子ひそかにイエスに來り曰けるハ我  
 儕これを逐出すこと能わざりしハ何故ぞ 二千 イエス彼等に  
 曰けるハ爾曹信ふきが故かり我まことに爾曹に告んもし  
 芥種の如き信あらは此山に此處より彼處に移れど命ども  
 必き移らん又あんぢらに能ざるること無るべし 然と此類  
 ハ祈禱と斷食に非ざれば出ることあし 〇 二三 ガリラヤを周  
 流どきイエス彼等に曰けるハ人の子人の手に解され 二三 〇  
 り殺されて第三日に甦るべし弟子これを聞て甚だ哀めり  
 〇 二四 彼等カペナウンに來れるとき納金を集る者とをベテ  
 ロに來て曰けるハ爾曹の師ハ納金を出さざる乎 然きと

曰てベテロ家に入しときイエスマづ彼に曰けるハシモン  
 爾ハ如何おもふや世界の王たちハ税および貢を誰より徴  
 か己の子よりう他の者よりう 二六 ベテロ彼に曰けるハ他の  
 人より徴ありイエス彼に曰けるハ然は子ハ與ることあし  
 然と彼等を擬かせざる爲よ爾海に往て釣を垂よ初につ  
 る魚を取てうの口を啓うは金一を得べし其を取て我と爾  
 の爲よ彼等よ納よ  
 第十八章 其とき弟子イエスマ來て曰けるハ天國よ於て大  
 かる者ハ誰ぞや 二 イエス嬰兒を召かれらの中よ立て 三 曰  
 けるハ我まことよ爾曹よ告んもし改まりて嬰兒の若くな  
 らきは天國よ入ことを得じ 四 然は凡ろこの嬰兒の若く自

ら謙る者ハこれ天国ニ於て大なる者なり 又わが名の爲  
 一此の如き一人の嬰兒を接る者ハ我を接るなり 然と我  
 を信する此小子の一人を礙うする者ハ磨石をその頸ニ懸  
 らして海の深ニ沈られん方な不益なるべし 此世ハ禍  
 哉そハ礙うする事をすればなり 礙く事ハ必き來らん 然  
 と礙を來らす者ハ禍なる哉 若し爾の手なんちの足おの  
 ぎを礙うさは断て之を棄よ 兩手兩足ありて盡ざる火ニ投  
 入れられんよりハ跛またハ殘缺にて生よ入ハ善なり 九  
 爾の眼おのれを礙うさは拔出して之を棄よ 兩眼ありて地  
 獄の火ニ投入られんよりハ一眼にて生よ入ハ善なり ○ 十  
 爾曹この小子の一人をも慎みて輕視なうも我あんぢらよ

告ん彼等が天の使者ハ天にありて天ニ在す吾父の面を常  
 一觀はなり 十二 そき人の子ハ亡たる者を救えん爲よ來り  
 十二 爾曹いかよ意ふや人もじ百匹の羊あらんよ其一匹まよ  
 して九十九を山ニ置ゆきて迷し一を尋ざる乎 若たづね  
 て之ニ遇は我まことと爾曹ニ告ん迷ざる九十九の者より  
 を尙うの一を喜ん 是の如くこの小子の一人の亡るハ天  
 一在す爾曹が父の尊旨に非き 一もし兄弟あんぢよ罪を犯  
 ほその獨ある時ニ往て諫よと爾の言を聽はるの兄弟を  
 獲べし 十六 一もし聽きは兩三人の口ニ由て證をなし凡の言を  
 定んが爲よ一人二人を伴ひ往 一もし彼等にも聽きは教會  
 一告よもし教會ニ聽きは之を異邦人かつ税吏のおどき者



とせべし<sup>十八</sup> 我<sup>われ</sup>まこと<sup>二</sup>爾曹<sup>なんぢら</sup>よ告<sup>つげ</sup>ん凡<sup>おほよ</sup>ろ爾曹<sup>なんぢら</sup>が地<sup>ち</sup>よ於<sup>おいて</sup>て繫<sup>つる</sup>  
 ことハ天<sup>てん</sup>よ於<sup>おいて</sup>てなご爾曹<sup>なんぢら</sup>が地<sup>ち</sup>よ於<sup>おいて</sup>て釋<sup>はな</sup>ことハ天<sup>てん</sup>よ於<sup>おいて</sup>ても  
 釋<sup>はな</sup>べじ<sup>十九</sup> 我<sup>われ</sup>また爾曹<sup>なんぢら</sup>よ告<sup>つげ</sup>んもし爾曹<sup>なんぢら</sup>のうち二人<sup>ふたり</sup>のもの地<sup>ち</sup>  
 於<sup>おいて</sup>て心<sup>こころ</sup>を合<sup>あは</sup>せ何事<sup>なニト</sup>にてを求<sup>もとめ</sup>は天<sup>てん</sup>よ在<sup>いま</sup>す吾父<sup>わがちち</sup>ハ彼等<sup>かれら</sup>の爲<sup>ため</sup>  
 一之<sup>これ</sup>を成<sup>な</sup>たまふべし<sup>二十</sup> 蓋<sup>しか</sup>わが名<sup>な</sup>の爲<sup>ため</sup>よ二三<sup>にさん</sup>人の集<sup>あつ</sup>まる處<sup>ところ</sup>  
 一ハ我<sup>われ</sup>を其中<sup>うち</sup>よ在<sup>あ</sup>はなり<sup>二十一</sup> ○ 厥<sup>その</sup>時<sup>とき</sup>ペテロイエスよ來<sup>き</sup>りて  
 曰<sup>い</sup>けるハ主<sup>あ</sup>よ幾<sup>いく</sup>次<sup>たび</sup>まで我<sup>わが</sup>兄弟<sup>きやうだい</sup>の我<sup>われ</sup>よ罪<sup>つみ</sup>を犯<sup>まか</sup>すを赦<sup>ゆる</sup>すべき<sup>七</sup>  
 次<sup>たび</sup>まで乎<sup>か</sup> <sup>二十二</sup> イエス<sup>二十</sup> 彼<sup>かれ</sup>よ曰<sup>い</sup>けるハ爾<sup>なんぢ</sup>よ七<sup>なな</sup>次<sup>たび</sup>とハ言<sup>い</sup>じ七<sup>なな</sup>次<sup>たび</sup>を  
 七十<sup>ちゅうじゅう</sup>倍<sup>ばい</sup>せよ <sup>二十三</sup> 是<sup>この</sup>故<sup>ゆへ</sup>に天<sup>てん</sup>國<sup>こく</sup>ハ王<sup>わう</sup>の臣<sup>げらひ</sup>と會<sup>くわい</sup>計<sup>けい</sup>を調<sup>しら</sup>んとせむ  
 が如<sup>ごと</sup>し <sup>二十四</sup> 調<sup>しら</sup>べ始<sup>はじめ</sup>しとき千<sup>せん</sup>萬<sup>まん</sup>金<sup>きん</sup>の負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>志<sup>あひ</sup>たる者<sup>もの</sup>を王<sup>わう</sup>よ曳<sup>ひき</sup>來<sup>きた</sup>  
 りしよ <sup>二十五</sup> 償<sup>つひ</sup>ひ方<sup>かた</sup>なかりけれは之<sup>これ</sup>よ命<sup>いのち</sup>じて其<sup>その</sup>身<sup>み</sup>の妻<sup>つま</sup>孥<sup>こ</sup>と

あらゆる所<sup>ところ</sup>有<sup>あ</sup>るをそな繫<sup>つる</sup>て償<sup>つひ</sup>へと曰<sup>い</sup>り <sup>二十六</sup> 子の臣<sup>げらひ</sup>ひきふして  
 曰<sup>い</sup>けるハ請<sup>こ</sup>われを寬<sup>ゆる</sup>し給<sup>たま</sup>え <sup>二十七</sup> 是<sup>この</sup>よ於<sup>おいて</sup>て子の  
 臣<sup>げらひ</sup>の主<sup>あ</sup>隣<sup>あは</sup>れみて之<sup>これ</sup>を釋<sup>はな</sup>ろの負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>を免<sup>ゆる</sup>したり <sup>二十八</sup> 其<sup>その</sup>臣<sup>げらひ</sup>いで <sup>二十九</sup> 已<sup>おの</sup>れ  
 より銀<sup>ぎん</sup>一<sup>いつ</sup>百<sup>ひゃく</sup>の負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>したる友<sup>とも</sup>よ遇<sup>あひ</sup>けれは之<sup>これ</sup>を執<sup>とら</sup>へ喚<sup>のん</sup>をとり  
 負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>を返<sup>かへ</sup>せと曰<sup>い</sup> <sup>二十九</sup> その友<sup>とも</sup>足<sup>あ</sup>下<sup>もと</sup>よ俯<sup>ひれ</sup>伏<sup>た</sup>て求<sup>もとめ</sup>いひけるハ我<sup>われ</sup>を  
 寬<sup>ゆる</sup>し給<sup>たま</sup>え <sup>三十</sup> 皆<sup>みな</sup>償<sup>つひ</sup>ふべし <sup>三十一</sup> 然<sup>しか</sup>るよ之<sup>これ</sup>を肯<sup>うけ</sup>ハきじて往<sup>ゆ</sup>その負<sup>ひき</sup>  
 債<sup>あひ</sup>を償<sup>つひ</sup>ふまで彼<sup>かれ</sup>を獄<sup>ひそ</sup>よ入<sup>い</sup>ぬ <sup>三十二</sup> 外<sup>ほか</sup>の友<sup>とも</sup>その爲<sup>ため</sup>る事<sup>こと</sup>を見て甚<sup>はな</sup>  
 だ哀<sup>あは</sup>れ<sup>い</sup>往<sup>ゆ</sup>て此<sup>この</sup>事<sup>こと</sup>を皆<sup>みな</sup>その主<sup>あ</sup>よ告<sup>つげ</sup>しかは <sup>三十三</sup> 主<sup>あ</sup>よ召<sup>よび</sup>て曰<sup>い</sup>  
 けるハ惡<sup>あ</sup>き臣<sup>げらひ</sup>よ爾<sup>なんぢ</sup>われよ求<sup>もとめ</sup>しよ因<sup>よ</sup>て我<sup>われ</sup>その負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>を悉<sup>まこと</sup>く免<sup>ゆる</sup>  
 したり <sup>三十三</sup> 我<sup>わが</sup>なんぢを憐<sup>あは</sup>れ<sup>れ</sup>みじ如<sup>ごと</sup>く爾<sup>なんぢ</sup>も亦<sup>また</sup>友<sup>とも</sup>を憐<sup>あは</sup>れ<sup>れ</sup>むべき<sup>七十九</sup> 非<sup>あら</sup>  
 きや <sup>三十四</sup> 子の主<sup>あ</sup>いりりて負<sup>ひき</sup>債<sup>あひ</sup>をみな償<sup>つひ</sup>ふまで彼<sup>かれ</sup>を獄<sup>ひそ</sup>吏<sup>つかさ</sup>よ付<sup>わ</sup>

せり三五 若おの一く其心二より兄弟三を救四きは我が天五の父六も亦  
なんぢら七よ此八の如九く行十給十一ふべし

第十九章

イエス此等一の事二を言三畢四りしときガリ五ラ六ヤ七を去八て

ヨル九ダ十ンの外十一ユ十二ダ十三ヤ十四の境十五に至十六りける十七よ多十八の十九人二十々二十一従二十二ひし  
う二十三は此二十四處二十五にて彼等二十六を醫二十七じ給二十八へり二十九三三十バ三十一リ三十二サイ三十三の三十四人三十五きたりて

イエス一を試二ミ曰三ける四ハ人五な六よの故七よ係八ら九き其妻十を出十一せハ  
宜十二か十三答十四て彼等十五曰十六ける十七ハ元始十八よ人十九を造二十り給二十一ひし者二十二ハ之二十三

を男二十四女二十五よ造二十六れり二十七五二十八是二十九故三十よ人三十一父三十二母三十三を離三十四れて其妻三十五よ合三十六二人三十七の  
も三十八の三十九一四十體四十一と爲四十二ありと云四十三る四十四を未四十五だ讀四十六ざる四十七か六四十八然四十九は五十七五十一や二五十二よ

ハ非五十三き五十四一五十五體五十六あり神五十七の合五十八せ給五十九へる者六十ハ人六十一これ六十二を離六十三せべから  
せ六十四七六十五イエス六十六曰六十七ける六十八ハ然六十九は離七十縁七十一狀七十二を予七十三て妻七十四を世七十五せとモ七十六一七十七

セ一が命二せしハ何三ぞヤ四八五彼等六曰七ける八ハモ九一十セ十一ハ爾曹十二の心十三  
の十四不十五情十六よ因十七て妻十八を出十九せとを容二十したる也二十一されと元始二十二ハ如二十三

此二十四あら二十五ざり二十六き九二十七我二十八かん二十九ぢら三十よ告三十一ん三十二もし姦淫三十三の故三十四あら三十五で其三十六  
妻三十七を出三十八し他三十九の婦四十を娶四十一る者四十二ハ姦淫四十三を行四十四ふ四十五あり又四十六いた四十七だ四十八され四十九た

る五十婦五十一を娶五十二る者五十三も姦淫五十四を行五十五ふ五十六あり十五十七弟五十八子五十九等六十イエス六十一曰六十二ける  
ハ若六十三し人妻六十四よ於六十五て此六十六の如六十七くは娶六十八ら六十九ざる七十よ若七十一き十二七十二彼等七十三曰七十四

ける七十五ハ此言七十六ハ人七十七も受七十八納七十九ること能八十え八十一き唯八十二賦八十三られたる者八十四の  
モ八十五之八十六を爲八十七う八十八べし十二八十九ろ九十れ母九十一の腹九十二より生九十三來九十四たる九十五寺人九十六あり又九十七人

よ九十八せ九十九られ一百たる一百一寺人一百二あり又一百三天國一百四の爲一百五よ自一百六ら一百七ふ一百八れる一百九寺人一百十あり  
之一百一十一を受一百一十二納一百一十三ることを得一百一十四ものハ受一百一十五納一百一十六べし〇一百一十七十三一百一十八其一百一十九ど一百二十き人々一百二十一イエ

ス一百二十二の手一百二十三を按一百二十四て祈一百二十五らん一百二十六ことを求一百二十七ひ一百二十八嬰一百二十九兒一百三十を彼一百三十一よ携一百三十二來一百三十三り一百三十四けれ一百三十五ば

弟子是を阻たり十四 イエス曰けるハ嬰兒を容せ我よ來るこ  
 とを禁じむる勿れ天國よをる者ハ此の如き者なり十五 即ち  
 彼等よ手を按て此を去ぬ十六 或人きたりて彼よ曰けるハ  
 善師よ我かぎりあき生を得んが爲にハ何の善事を行べき  
 乎十七 彼よ曰けるハ何故われを善と稱や一人の外よ善者ハ  
 無し即ち神なり若し生命よ入んと欲ハゞ誠を守るべし十八  
 彼こたへけるハ何ウイエス曰けるハ殺む勿き姦淫むる勿  
 れ盜む勿れ妄りの證を立る勿れ十九 爾の父と母を敬へ又己  
 の如く爾の隣を愛むべし二十 少者かれよ曰けるハ是みな我  
 いどけなきより守れるものあり何の虧たるところ我よあ  
 る乎二十一 イエス彼よ曰けるハ全うらん事を欲ハゞ往て爾が

所有を售て貧者よ施せ然れば天よ於て財あらん而して來  
 り我よ從へ二十一 少者この言を聞て憂へ去ぬ彼の産業おない  
 ありければ也二十二 イエスらの弟子よ曰けるハ誠よ爾曹よ  
 告ん富者ハ天國よ入こと難じ二十四 また爾曹よ告ん富者の神  
 の國よ入よりハ駱駝の針の孔を穿るハ却て易し二十五 弟子之  
 を聞て甚く驚き曰けるハ然は誰う救を受べき乎二十六 イエス  
 彼等を見て曰けるハ是人にハ能ハざる所あり然と神にハ  
 能ハざる所あり二十七 此ときペテロ答てイエスよ曰けるハ  
 我儕一切を棄て爾よ從へり然は何を得べき乎二十八 イエス彼  
 等よ曰けるハ我まことよ爾曹よ告ん我よ從へる爾曹ハ世  
 あらたまり人の子榮光の位よ坐むる時あんぢら二十九 十二の

位くらゐに坐ましてイスラエルの十二十二の支派しはいを鞠まげべし 凡すべて我名わがなの爲ために家宅いえたくあるひに兄弟きやうだいあるひに姉妹あまいあるひに父ちちあるひに母ははあるひに妻つまあるひに子こあるひに田疇はたけを棄すつる者ものは百倍ひやくばいを受うけかつ窮かぎりなき生いのちを嗣つがふ多おほくの先さきある者ものは後あとより後あとある者ものは先さきより先さきあるべし

**第二十章** うれ天國てんこくの朝あさをやく出て葡萄園ぶどうばさけに工人いんじんを雇やとふ主人あるの如ごとし 工人いんじんに一日いちにちは銀一枚ぎんいちまいを予あそへんと約束やくうくをふに彼等かれらを葡萄園ぶどうばさけに遣つかせり 三三また九時くじおろ出て街まちに徒むなく立たる者ものを見みて 四四爾曹なんぢらも葡萄園ぶどうばさけにゆけ相當あたうの價あたいを予あそへんと彼等かれらは則すなはち往ゆり 五五また十二時じふふと三時さんじおろ出て前まへの如ごとく行あせり 六六五時ごじおろ出て又またやうの立たる者ものに遇あひて曰いひけるは何なんゆゑ

終日ひねこゝに徒むなく立たつ 七七之これに答こたへて曰いひけるは我儕われらを雇やとふ者ものなきに因よてあり彼等かれらは曰いひけるは爾曹なんぢらを葡萄園ぶどうばさけにゆけ相當あたうの價あたいを得うべし 八八日暮ひくるるとき葡萄園ぶどうばさけの主人あるの如ごとく家宰いえつかさに曰いひけるは勞力はたらきたる者等ものどもを呼よびて後のちに雇やとへる者ものを始はじめとし先さきの者ものにまて價あたいを給たまへよ 九九五時ごじおろよ雇やとはれし者ものを來きこりて銀一枚ぎんいちまいづゝを受うけたり 十十先さきの者ものも來きこりて我儕われらは多おほく受うるあらんと意おもひしよ亦また銀一枚ぎんいちまいづゝを受うけ 十一十一これを受うけて主人あるを怨うらつとやきけるは 十二十二この後のちに至いたる者ものの勞力はたらきたるは一時いちじばかりあるよ 終日ひねくるしを任まかせり 十三十三あるは主人あるの一人ひとりは答こたへて曰いひけるは友ともよ我われふんちよ不義ふぎをせき 十四十四爾曹なんぢらと銀一枚ぎんいちまいの約束やくうくをふしたるは非あらきや 十四十四爾曹なんぢらのものを取とり

て往われ亦この後至者にを爾の如く予ふべし 我物を以て我おもふ如く行ハ宜らき乎わが善よ因て爾の目あしき乎 此の如く後の者ハ先に先の者ハ後よなるべし 夫よほるく者ハ多しと雖も選るく者ハ少なし ○ イエスエルサレムよ上るとき途間にて人を離れ十二弟子を伴ひて彼等に曰けるハ 我等エルサレムよ上り人の子ハ祭司の長と學者等よ賣されん彼等これを死罪よ定め また凌辱鞭ち十字架よ釘ん爲よ異邦人よ解すべし 又第三日よ甦へるべし ○ 其時ゼベダイの子等の母その子と偕よイエスよ來り拜して彼よ求ること有ければ 之よ曰けるハ何を欲ふうイエスよ曰けるハ此二人の我子を爾の國よ於て一人ハ

爾の右一人ハ爾の左よ坐ることを命せよ イエス答て曰けるハ爾曹ハ求ところを知き爾曹ハ我が飲んとする杯をのみ又わが受んとするバプテスマを受得るや彼等いひけるハ能すべし イエス彼等よ曰けるハ誠よ爾曹ハ我が杯を飲また我うくるバプテスマを受べし 然と我右左よ坐ることハ我賜べきよ非き只わが父よ備られたる者ハ賜らるべし 十人の弟子これを聞て二人の兄弟を憤れり イエス彼等を召て曰けるハ異邦の領主ハその民を主とせり 大人ともハ彼等の上よ權を操これ爾曹が知ところ也 然と爾曹の中よてハ然すべからき爾曹のうち大あらんと欲ふ者ハ爾曹よ役るく者となるべし 又爾曹のうち首たらん

と欲ふ者ハ爾曹の僕どあるべし二八此の如く人の子の來る  
 も人を役ふ爲にハ非き反て人ハ役ハれ又おおくの人ハ代  
 て生命を予ろの贖どならん爲二九○彼等エリコを出し  
 時おほくの人々イエス三〇ハ從へり二人の警者路の旁三一ハ坐  
 をりしがイエスの過ると聞て呼叫いひけるハダビデの裔  
 主三二ハ我儕を憫ミ給へ衆人これに黙れと戒むれども愈さ  
 けび曰けるハダビデの裔主三三ハ我儕を憫ミたまへ  
 立止て之を呼いひけるハ爾曹われハ何を爲られんと願ふ  
 や三四イエス三五ハ曰けるハ主三六ハ我儕目の啓んことを願ふ  
 エス憫みて其目三七ハ手を按ければ直三八ハ見ことを得  
 從へり三九

第二十章

かれら橄欖山のベツパケ一ハ至リエルサレム二ハ  
 近ける時三イエス二人の弟子を遣さんとして四

爾ハ爾曹むろふの村五ハ往やがて繫たる驢馬六の其子七と借八ハ  
 あるハ遇ん夫を解て我九ハ牽きたれ若一〇ハなんぢら一一ハ何一二と  
 言ものあらは主の用ありと曰さらハ直一三ハ之を遣一四をべし  
 預言者の言一五ハ視一六ハ爾の王一七ハ柔和にして驢馬一八す一九ハ  
 の子二〇ハ乗二一ハん二二ハち二三ハ來二四るとシ二五ハナン二六の女二七ハ告二八よ二九と云三〇る三一ハ應三二  
 せん爲三三ハ如此三四ハさせる也三五弟子三六ハゆきて三七ハイエス三八の命三九せし四〇ハ如四一く  
 かし四二ハ驢馬四三ハ其子四四ハを牽四五きたり四六ハ己四七の衣四八をその上四九ハ置五〇ければ  
 イエスこれ五一ハ乗五二り衆人五三ハおほくハ其衣五四を途五五に布五六ある五七ハ  
 樹枝五八を伐五九て途六〇ハ布六一ぬかり六二前六三ハゆき後六四ハ從六五ふ人々六六呼六七いひ

けるハダビデの裔ホザナよ主の名よ託て來る者ハ福あり  
 至上處よホザナよ○<sup>十</sup> イエスエルサレムよ至れるとき都  
 城こぞりて竦動いひけるハ是誰ぞや衆人いひけるハ此  
 ハガリラヤのナザレより出たる預言者イエスあり○<sup>十二</sup> イ  
 エス神の殿よ入て其中ある凡の賣買を逐出し兌銀  
 者の案檣をうる者の椅子を倒し<sup>十三</sup> 彼等よ曰けるハ我家ハ  
 祈禱の家と稱らるべしと録さる然るよ爾曹こまを盜賊の  
 巢とふせり<sup>十四</sup> 警者跛者の人々殿よ入てイエスよ來りけれ  
 は之を醫しぬ<sup>十五</sup> 祭司の長と學者たち其行たまへる奇事を  
 見また兒童輩の殿にて呼えりダビデの裔ホザナよと云を  
 聞て怒を含<sup>十六</sup> イエスよ曰けるハ彼等が言こを聞やイエ

ス答て曰けるハ然り嬰兒乳哺者の口よ讚美を備たりと録  
 されしを未だ讀ざる乎<sup>十七</sup> 遂よ彼等を離れ都城を出てベタ  
 ニヤよ往ろこよ宿れり○<sup>十八</sup> 翌あさ都城へ返るとき飢けれ  
 ば<sup>十九</sup> 路の旁よある一の無花果の樹を見て其處よ來りじよ  
 葉の他よ何を見ざりしかは今よりのち永久を果を結ぶこ  
 とを得されど之よ曰たまひければ無花果立刻よ枯ぬ<sup>二十</sup> 弟  
 子これを見て奇み曰けるハ無花果の枯ること何よ速や<sup>二十一</sup>  
 イエス答て彼等よ曰けるハ我まことよ爾曹よ告んもし信  
 仰ありて疑えきは此無花果よ於るが如耳ならん此山に命  
 じ此より移されて海に入よと云ども亦成ん<sup>二十二</sup> 且なんぢら  
 信じて祈らは求ふ所ことく得べし<sup>二十三</sup> イエス殿よ入て

教キリたるへとき祭さい司しの長ながおよび民たみの長なが老らたち來きたり曰いひけるハ何なに  
 の權けん威いを以もて此この事ことをなすや誰たがこの權けん威いを爾なんぢより予あたへしや  
 エス答こたへて彼かれ等らに曰いひけるハ我われを一言ひとことあんぢらよ問とほん我われよそ  
 の事ことを告つげふは我われも何なにの權けん威いをもて之これを行なすといふことをあ  
 んぢらよ曰いひべし  
 ヨハ子このバプテスマハ何處いづこよりぞ天てんよ  
 りか人ひとよりう彼かれ等らたがひよ論ろんじ曰いひけるハ若もし天てんよりと云いひ  
 は然さうは何ゆゑ信あんせざるうと云いひん  
 もし人ひとよりと云いひは我われ儕ら  
 民たみを畏おそる蓋あみあヨハ子こを預よ言げん者やと爲すはあり  
 遂つひに答こたへて知あら  
 きと曰いひイエス彼かれ等らに曰いひけるハ我われも何なにの權けん威いを以もて之これを行なす  
 か爾なんぢ曹さうよ語かたらじ  
 爾なんぢ曹さういかよ意おもふや或ある人ひと二人ふたりの子こありし  
 が長あ子ふに來きたりて曰いひけるハ子こよ今日けふわが葡ぶ萄たう園えんに往ゆて働はたらけ

二九こたへ 答こたへて否いなと曰いひしがのち悔くて往ゆたり  
 三十 又また次つぎ子こにも前まへの如ごと  
 く曰いひけるよ答こたへて君きみよ我われ往ゆべしと曰いひしが遂つひに往ゆざりき  
 三二 此この  
 二人ふたりのもの孰いづれか父ちちの旨めいよ遵したがひし彼かれ等らいひけるハ長あ子ふあり  
 イエス彼かれ等らに曰いひけるハ誠まことに爾なんぢ曹さうに告つげん税みづぎ吏せりおよび娼あ妓びめハ  
 爾なんぢ曹さうより先まに神かみの國くによ入いるべし  
 三三 夫おれヨハ子こ義たが道みちをもて來きたり  
 しに爾なんぢ曹さうこれを信あんせき税みづぎ吏せり娼あ妓びめハ之これを信あんじたり爾なんぢ曹さうこれ  
 を見みてあ不く悔あらためき彼かれを信あんせざりき  
 三四 〇 又また一ひとの譬たとへを聞き  
 ある家いへの主ある人ひと葡ぶ萄たう園えんを樹つくり籬まがきを環めぐらじ其その中なかに酒さか樽づねを不り  
 塔たかをたて農のう夫ふに貸かて他ほかの國くにへ往ゆじが  
 三三 果み期のりちかづきけれ  
 は其その果みを收とらん爲ために僕あんを農のう夫ふのもとに遣つかせり  
 三五 農のう夫ふも其その  
 僕あん等らを執とらへ一人ひとりを鞭むちち一人ひとりを殺ころし一人ひとりを石いしにて撃うて  
 三六 又また



た他の僕を前よりも多く遣しけるに之にも前の如くあせり  
我子ハ散ふからんと謂て終に其子を遣しよ 農夫  
等の子を見て互に曰けるハ此ハ嗣子あり率これ殺し  
て其産業を奪べしと 即ち之を執へ葡萄園より逐出し  
て殺せり 然ハ葡萄園の主人きたらん時にこの農夫に何  
を爲べき乎 彼等イエスに曰けるハ此等の惡人を甚く討  
滅し期に及てうの果を納る他の農夫に葡萄園を貸予ふべ  
し イエス彼等に曰けるハ聖書に工匠の棄たる石ハ家の  
隅の首石とされり是主の行給ることにして我儕の目に奇  
とする所ありと録されしを未だ讀ざる乎 是故に我あん  
ぢらに告ん神の國を爾曹より奪その果を結ぶ民に予らる

べし 此の石の上に墜るものハ壞この石上に墜れば其も  
の碎かるべし 祭司の長等およびパリサイの人かれの譬  
を聞おのまら指て言るを識 イエスを執へんと欲ひ謀  
しかと唯民を畏たり蓋人々かれを預言者とせれば也  
第二十章 イエス彼等に答てまた譬を語りけるハ 天國  
ハ或王その子の爲に婚筵を設るが如し 婚筵に請おける  
者を迎ん爲に僕たちを遣しよかど彼等きたることを好ま  
き 又ほりの僕を遣さんとして曰けるハ我が筵を以てに備  
れり我が牛また肥畜をも宰りて盡く備りたれば婚筵に  
來れど請たる者に言 然ども彼等かへりみきて去ぬ其  
一人ハ已の田にゆき一人ハ已の貿易に往り 他の者等ハ

その僕を執へ辱しめて殺せり 七 王これを聞いて怒り軍勢を遣して其殺せる者を亡し又その邑を焼たり 八 是に於てその僕等に曰けるハ婚筵を以てに備れども請たる者ハ客とふるに堪ざる者ふれば 九 衛に往て遇ほとの者を婚筵に請けろの僕途に出て善者をも悪者をも遇ほとの者を悉く集ければ婚筵の客充滿を 十一 王客を見んとて來りけるに茲に一人の禮服を着ざる者あるを見て 十二 之に曰けるハ友よ如何ふれば禮服を着きて此處に來る乎かれ默然たり 十三 遂に王僕に曰けるハ彼の手足を縛りて外の幽暗に投いだせ其處にて哀もまた切齒をること有ん 十四 うれ召るる者ハ多しと雖も選るる者ハ少ふし 〇 十五 此時バリサイの人のいで

如何してか彼を言誤らせんと相謀り 十六 彼の弟子とヘロデの黨を遣して云せけるハ師よ爾ハ眞ある者あり眞をもて神の道を教また誰も偏らざることを我儕ハ知ろハ貌よ由て人を取されは也 然は貢をカイザルよ納るハ善や悪や爾いかに意ふか我儕よ告よ 十八 イエスの惡を知て曰けるハ偽善者よ何ぞ我を試むるや 十九 貢の銀錢を我よ見せよ彼等デナリ一をイエスよ携來りじよ 二十 之よ曰けるハ此像と號ハ誰か 二二 答てカイザル也といふ是よ於てイエス彼等よ曰けるハ然はカイザルの物ハカイザルよ歸しまた神の物ハ神よ歸べじ 二三 彼等之をきく奇としてイエスを去ゆけり 〇 二四 復生あじと言あせるサドカイの人この日イエスよ

きたり問て 二四 曰けるハ師よモーセの云るよ人もし子あく  
 して死は兄弟の妻を娶りて子をうみ兄弟の後を嗣すべ  
 しと 二五 茲よ我儕の中よ兄弟七人ありしが兄めとりて死  
 なきが故よ其妻を次子よ遣れり 二六 その二その三の七ま  
 で皆然す 二七 後りひよ婦もまた死たり 二八 尅るときハ此婦七  
 人のうち誰の妻と爲べきは是みふ彼を娶し者ふれば也 二九  
 イエス答て彼等よ曰けるハ爾曹聖書をも神の能力をも知  
 ざるよ由て謬より 三十 うれ尅るときハ娶らき嫁き天よある  
 神の使等の如し 三一 死し者の尅ることよ就てハ爾曹に神の  
 告たまひじ言よ 三二 我ハアブラハムの神イサクの神ヤコブ  
 の神ありとあるを未だ讀ざる乎うも 三三 神ハ死し者の神

よ非き生る者の神あり 三三 人々これを聞て其訓を驚けり ○  
 イエスサドカイの人をじて口を塞がしめたりと聞てバ  
 リサイの人一處に集りけるが 三五 うの中ある一人の教法師  
 イエスを試みん爲よ問て曰けるハ 三六 師よ律法ハうち何の  
 誠か大ある 三七 イエス答けるハ 三六 爾心を盡し精神を盡し意を  
 盡し主ある爾ハ神を愛すべし 三八 これ第一よして大ある誠  
 あり 三九 第二も亦これよ同じ己の如く爾ハ隣を愛すべし 四十  
 凡の律法と預言者ハ此二ハ誠よ因り ○ 四一 バリサイの人ハ  
 集れる時イエス彼等よ問て曰けるハ 四二 爾曹キリストよつ  
 いて如何おもふ乎これ誰の子あるか 彼等イエスよ曰ける  
 ハダビデの裔あり 四三 彼等よ曰けるハ然ハダビデ靈よ感じ

て何故これき主と稱へし乎四四 主わが主よ曰ける  
 ハ我われふんちの敵を雨らんの足あし登のぼりてみぎよ坐すべし  
 乎や 然四六はダビデ既すでに之これを主と稱よたれば如何いかうの子こあらん  
 誰たれ一言ひとことこもよ答こたへること能あたへば此日このひより敢あて又またとふ者もの  
 ありりき

第廿三章

厭う時ときイエス人々ひとと弟子でしに告つげて曰いけるハ 二 學がく  
 者あやとバリサイの人ひとハモ―セの位くらに坐ます 故ゆに凡すべて彼等かれらが  
 雨曹らんざうよ言いふところを守まもりて行いふべし然されと彼等かれらが行いふ所ところを爲なす  
 と勿なれ蓋うへかれらハ言いふのそにじて行いはされは也なり 四 又また彼等かれら  
 ハ重おもかつ負おがたき荷かを括くりて人ひとの肩かたに負おせ已おハ一ひとの指ゆびをも  
 て之これを動うごかすことすら好このまむ 五 彼等かれらの行いハ凡すべて人ひとよ見みれんが

爲ためよする也なり 雨曹らんざうの佩ふ經たを幅は闊ひろく其衣そのころもの裾すそを大おほにし 六 又また筵を  
 席まの上かみ座ざ會く堂いの高かう座ざ 市ま上ちの間あい安さう人ひと々々よりラビラビと稱よ  
 られんことを好このまむ 八 雨曹らんざうハラビの稱よを受うること勿なれ蓋うへ  
 んちらの師しハ一人ひとりすふハちキリストキリストあり雨曹らんざうハ兄弟きやうだい  
 あり 九 又また地ちよある者ものを父ちちと稱よふこと勿なれ雨曹らんざうの父ちちハ一  
 人ひとりすふハち天てんに在います者ものあり 十 又また導師だうしの稱よを受うること勿な  
 れ蓋うへふんちらの導師だうしハ一人ひとりすふハちキリストキリストなり 十一 雨曹らんざう  
 のうち大おほいなる者ものハ雨曹らんざうの僕めいと爲なるべし 十二 凡すべて自己みづから  
 者ものハ卑ひせられ自己みづからを卑ひする者ものハ高たかせらるん 十三 噫あふんち  
 ら禍わざはひあるらふ偽ぎ善ぜんある學者がくしやとバリサイの人ひとよ蓋うへふんち  
 天國てんこくを人ひとの前まへに閉しめて自ら入いらぬとす者ものの入いるをも

許さばきは也なり十四 噫なんぢら禍なるかな偽善なる學者とバ  
 リサイの人よ蓋なんぢら娼婦の家を呑いりて長き祈  
 をなす之なれより由て爾曹最も重刑を受べけきは也なり十五 あく禍な  
 るかな偽善ある學者とバリサイの人よ蓋なんぢら徧く水  
 陸を歴巡り一人をも已が宗旨より引入んとす既より引入きは  
 之を爾曹より倍したる地獄の子と爲り十六 噫なんぢら禍  
 あるかあ醫者ある相よ爾曹はいふ人をし殿を指て誓えと  
 事なじ殿の金を指て誓えと背べからせと十七 愚にじて醫な  
 るものよ金と金を聖からじむる殿どの執か尊き十八 又いふ  
 人もし祭の壇を指て誓えや事なじ其上の禮物を指て誓え  
 と背べからせと十九 愚よじて醫なる者よ禮物と禮物を聖か

らしむる祭の壇どの執か尊き二十 そき祭の壇を指て誓ふ者  
 ハ祭の壇および其上の凡の物を指て誓ふあり二二 また殿を  
 指て誓ふ者ハ殿および其中に在す者を指て誓ふあり二三 ま  
 た天を指て誓ふ者ハ神の寶座および其上に坐せる者を指  
 て誓ふあり二三 噫なんぢら禍あるかあ偽善ある學者とバ  
 リサイの人よ蓋なんぢら薄荷茴香馬芹の十分の一を取納  
 て律法の最も重き義と仁と信とを爾曹ハ廢これ行ふ可も  
 の也かれも亦廢べからざる者あり二四 醫者ある相者よ爾曹  
 ハ蠟を滴出じて駱駝を呑もの也二五 あく禍ある哉偽善ある  
 學者とバリサイの人よ爾曹杯と盤の外を潔じて内には貪  
 欲と淫欲とを充せり二六 醫者あるバリサイの人よ爾曹まづ

杯と盤の内を潔せよ然ほその外を亦きよまるべし○  
 噫 かんぢら禍ある哉偽善ある學者とパリサイの人よ爾曹ハ  
 白く塗たる墓よ似たり外ハ美しく見れども内ハ骸骨と諸  
 の汚穢にて充 此の如く爾曹もまた外ハ義く人よ見れ  
 も内ハ偽善と不法にて充 噫かんぢら禍あるか偽善あ  
 る學者とパリサイの人よ爾曹預言者の墓をたて義人の碑  
 を飾れり 又いふ我儕もじ先祖の時にあらは預言者の血  
 を流むことよ與せざりしをど 然ほ爾曹ハ預言者を殺し  
 者の裔あることを自ら證む かんぢら先祖の量を充せ  
 蛇虺の類よ爾曹いかで地獄の刑罰を免れんや 是故よ我  
 爾曹よ預言者と智者と學者を遣さんよ或ハ之を殺し又十

字架よ針或ハ其會堂にて之を鞭ち或ハ邑より邑へ逐苦め  
 ん 三三 其義あるアベルの血より殿と祭の壇の間にて爾曹  
 が殺しハラキアの子ザカリアの血よ至るまで地よ流した  
 る義人の血ハ凡て爾曹よ報來らんが爲あり われ誠よ爾  
 曹よ告ん此事も此代よ報來るべし 噫エルサレムよエ  
 ルサレムよ預言者を殺し爾曹よ遣さる者石にて撃もの  
 よ母雞の雛を翼の下よ集る如く我あんぢの赤子を集んと  
 せしこと幾次ぞや然と爾曹ハ好ざりき 視よ爾曹の家ハ  
 荒地とありて遣れん われ爾曹よ告ん主の名よ託て來る  
 者ハ福ありと爾曹の云んとき至るまでハ今より我を見ざ  
 るべし

第一四章 イエス殿より出ければ其弟子をこめて殿の構  
 造を彼に觀せんとしたりしよ 二 イエス彼等よ曰けるハ爾  
 曹すべて此等を見ざるか我まことよ爾曹よ告ん此處よ一  
 の石も石の上よ圯れきしてハ遣らじ 三 イエス橄欖山よ坐  
 し給へるとき弟子ひそかよ來りて曰けるハ何の時このこ  
 と有や又爾の來る兆と世の末の兆ハ如何あるぞや我儕よ  
 告たまへ 四 イエス答て彼等よ曰けるハ爾曹人よ欺かれざ  
 るやう慎よ 五 蓋おほくの人わが名を冒きたり我ハキリス  
 トなりと云て多の人を欺くべし 六 又あんぢら戰と戰の風  
 聲をきかん然と慎て懼るく勿き此等の事ハ皆ある可あり  
 然ども末期ハ未だ至らき 七 民おこりて民をせめ國ハ國を

せめ錢饑疫病地震どころくよ有あらん 八 是みふ禍の始  
 なり 九 其とき人あんぢらを患難よ付し爾曹を殺すべし又  
 あんぢら我名の爲よ萬民に憎まん 十 此とき許多のもの礙  
 かつ互よ付じ互に憾むべし 十一 また僞預言者おほく起て多  
 の人を欺かん 十二 また不法みつるよ因て多の人の愛情ひや  
 くかよ爲べし 十三 然と終まで忍ぶ者ハ救るくことを得ん 十四  
 また天國の此福音を萬民よ證せん爲よ普く天下よ宣傳ら  
 きん然るのち末期いたるべし 十五 是故よ預言者ダニエルよ  
 託て言れたる所の殘暴にくむべきもの聖處よ立を見は讀  
 者よく思ふべし 十六 厥時ユダヤよをる者ハ山よ遁れよ 十七 屋  
 上よ在ものハ其家の物を取んとて下る勿れ 十八 田よをる者

ハ其衣を取んとて歸る勿れ 其日にハ孕める者と乳を飲  
 せむ婦ハ禍なる哉 爾曹冬またハ安息日ニ逃ることを免  
 れん爲メ祈れ 其とき大なる患難あり此の如き患難ハ世  
 の始より今に至るまで有ざりき又後にも有じ 若その日  
 を少くせられきは一人だニ救るゝ者あらん然と選れじ  
 者の爲メ其日ハ少くせらるべし 其時もしキリスト此處  
 あり彼處ありと爾曹いふ者あるとも信ぜる勿れ  
 ありハ偽キリスト偽預言者たち起て大なる休徴と異能を  
 行ひ選れたる者を欺くことを得ほ之を欺く可れば也  
 われ預じめ爾曹之を告 若キリスト野ニ在といふ者あ  
 るとも出る勿れ室ニ在と云もの有ども信ぜる勿れ  
 二七  
 二八  
 二九  
 三〇  
 三一  
 三二  
 三三  
 三四  
 三五

電の東より出て西ニまで閃くが如く人の子も來るべけれ  
 ば也 其屍のある處ニハ驚あひまらん 此等の日の患  
 難の後たち一日ハ晦く月ハ光を失ひ星ハ空よりおち天  
 の勢ハ震ふべし 其とき人の子の兆天ニ現るまた地上ニ  
 ある諸族ハ哭哀ミ且人の子の權威と大なる榮光をえて天  
 の雲ニ乘來るを見ん 又その使等を遣し籐の大なる聲を  
 出しめて天の此極より彼極まで四方より其選れし者を集  
 むべし 夫あんぢら無花果樹ニ由て譬を學べ其枝を以  
 て柔らむじて葉萌めは夏の近きを知 此の如く爾曹を凡  
 て此等の事を見は時ちかく門口ニ至ると知 われ誠ニ爾  
 曹ニ告ん此等の事ごとく成まで此民ハ廢ざるべし  
 三三  
 三四  
 三五



天地の廢ん然と我言の廢じ三六 その日その時を知るの唯  
わが父の天の使者も誰も志る者あし三七 ノアの時の如く  
人の子の來るを亦然らん三八 それ洪水の前ノ方舟よいる  
日までの人々飲食嫁娶あとして三九 洪水の來り悉く之を滅  
すまで知ざりき此の如く人の子も亦きたらん四〇 其とき二  
人田よ在んよ一人の取れ一人の遺さるべし四一 二人の婦磨  
ひき居んよ一人のどられ一人の遺さるべし四二 是故よ爾曹  
の主いづれの時きたるるを知らざれば怠らきして守れ四三 爾  
曹これを知もし家の主人ぬすびど何の時きたるかを知は  
其家を守て破らすまじ四四 然ほ爾曹もまた預備せよ意さる  
時よ人の子きたらんよ爲ほあり四五 時よ及て糧を彼等よ予

さする爲よ主人がその僕等の上よ立たる忠義にじて智僕  
ハ誰ある乎四六 子の主人の來らん時かくの如く勤るを見る  
く僕ハ福あり四七 我まことよ爾曹よ告ん其所有をみあ彼よ  
督らすべし四八 若子の惡僕おのが心よ我が主人の來るハ遅  
らんと意ひ四九 子の朋輩を打撻きて酒よ酔たる者ともど共  
よ飲食し始あは五〇 子の僕の主人おもえざるの日志らざる  
の時よ來りて五一 之を斬殺じ其報を偽善者と同うすべじ其  
處にて哀哭切齒すること有ん  
**第二十五章** 其とき天國の燈を執て新郎を迎よ出る十人の  
童女よ比ふべじ二 子の中の五人ハ智く五人ハ愚かり三 愚  
かる者ハ其燈をどるよ油を携へざりじが四 智き者ハ其燈

と兼よ油を器よ携へたり 五 新郎おろりければ皆假寐じ  
 て眠れり 六 夜半はよ叫びて新郎きたりぬ出て迎よと呼聲  
 ありければ 七 この童女ども皆おきて其燈を整へたるよ 八  
 愚あるをの智き者よ曰けるハ我儕の燈熄んとす願くハ爾  
 曹の油を我儕よ分子よ 九 智きもの答て曰けるハ我儕と爾  
 曹とよ恐くハ足まじ爾曹賣者よ往て己が爲よ買 十 かれら  
 買んとて往じとき新郎きたりければ既よ備たる者ハ之と  
 惜よ婚筵よ入じろは門ハ閉られたり 十二 斯て後その餘の童  
 女きたりて曰けるハ主よ主よ我儕の爲よ開たまへ 十二 答て  
 我まことよ爾曹よ告ん我ハ爾曹を知きと曰り 十三 然は怠ら  
 きして守れ爾曹の日その時を知られば也 十四 又天國

ハ或人の旅行せんとして其僕をよび所有を彼等よ預るが  
 如し 十五 各人の智慧よ従ひて或者にハ銀五千或者にハ二千  
 或者にハ一千を予おき直よ旅行せり 十六 五千の銀を受し者  
 ハ往て之を貿易し他よ五千を得たり 十七 二千を受し者もま  
 た他よ二千を得たり 十八 然るよ一千を受し者ハ往て地を掘  
 ろの主の金を藏せり 十九 歴久て後ろの僕等の主うへりて彼  
 等よ會計せしよ 二十 五千銀を受し者ろの他よ五千の銀を  
 携來りて主よ我よ五千の銀を預しが他よ五千の銀を儲た  
 りと曰ければ 二二 主かれよ曰けるハあま善かつ忠なる僕ぞ  
 爾寡ある事よ忠なり我あんぢよ多ものを督らせん爾の主  
 人の歡樂よ入よ 二三 二千の銀を受し者きたりて主よ我よ二

千の銀を預しが他よ二千の銀を儲たりと曰ければ二三主か  
 れよ曰けるハ於善かつ忠ある僕ぞあんち寡ある事よ忠な  
 り我あんちよ多ものを督らせん爾の主人の歡樂よ入よ二四  
 また一千の銀を受し者きたりて曰けるハ主よ爾ハ嚴人よ  
 て播ざる處より獲ちらさむる處より斂ることを我ハ知二五  
 故よ我懼てゆき主の一千の銀を地よ藏し置り今あんち爾  
 の物を得たり二六その主こたへて曰けるハ惡かつ情れる僕  
 ぞ爾わが播ざる處よりかり散さむる處より斂ることを知  
 か二七然らば我が金を兌換鋪よ預置べきかり然らば我が歸た  
 るとき本と利とを受べし二八是故よ彼の一千の銀を取て十  
 千の銀ある者よ予よ二九それ有る者ハ予られて尙あまりあ

り無有者ハろの有る物をも奪るゝ也三〇無益ある僕を外の  
 幽暗よ逐やれ其處にて哀哭切齒せること有ん〇三一人の子  
 おのれの榮光をもて諸の聖使を率來る時ハその榮光の位  
 よ坐し三二萬國の民をその前よ集め羊を牧者の綿羊と山羊  
 とを別が如く彼等を別ち三三綿羊をろ右よ山羊をろの左  
 よ置べし三四斯て王の右よをる者に云ん吾父よ惠るゝ者  
 よ來りて創世より以來あんちらの爲よ備られたる國を嗣  
三五蓋あんちら我が飢し時われよ食せ渴しとき我よ飲せ旅  
 せし時われを宿らせ三六裸かりし時われよ衣せ病しとき我  
 をみまひ獄よ在しとき我よ就ればあり三七是に於て義者か  
 れよ答て云ん主よ何時あんち汝飢たるを見て食せまた渴

たるよ飲しのまく乎や 何時いつ主あゆの旅たびしたるを見て宿やどらせ又また裸はだかなるよ衣きせしや 何時いつ主あゆの病やみまた獄ひとやに在あるを見て爾あんぢに至いたりし乎や  
四十王わうこたへて彼等かれらよ曰いん我われまことよ爾曹あんぢらよ告つげん既すに爾曹あんぢら  
四一わが此この兄弟きやうだいの最いざら微ひさ者ものに一人ひとりよ行おこへるハ即すなはち我われよ行おこなひあり  
 遂つひにまた左ひだりよをる者ものよ曰いん罰つがせらるべき者ものよ我われを離はなれ  
 て惡魔あくまと其その使つか者ひの爲ために備あはる者ものよ曰いん罰つがせらるべき者ものよ我われを離はなれ  
四二ら我われが飢うれし時ときわれよ食くせ渴かわしとき我われよ飲のせし 蓋ふたあんぢ  
 時ときわれを宿やどらせき裸はだかなりし時ときわれよ衣き病やみまた獄ひとやに在あり  
 時ときわれを顧みまはれば也なり 是こゝに於あいて彼等かれらまた答こたへて曰いん主あゆよ何  
 時ときなんぢに飢うれまた渴かわまた旅たびし又また裸はだかまた病やみまた獄ひとやに在あるを見て  
四三主あゆよ事つかざりし乎や 其そのとき王わうこたへて彼等かれらよいえん我われま

ことよ爾曹あんぢらよ告つげん此この最いざら微ひさ者ものの一人ひとりよ行おこなせざるハ即すなはち我われよ  
 行おこなはざりし也なり 此等このの者ものハ窮かぎりなき刑罰けいばつにいり義者たがひの窮かぎりな  
 き生命いのちよ入いるべし

第二十六章

備さてイエスこの諸さまの言ことばを言いひ竟まりて其その弟子でしに曰いけ

二二日ふつかのち逾越節すきごのいひひあるハ爾曹あんぢらが知しるところ也なり 爾あんぢれ人  
 の子こハ十字架おふじに釘つけられん爲ために付つさるべし 此このとき祭司さいいの  
 長きさおよび民たみの長老等きやうらうたちカヤバと云いふ祭司さいいの長きさの邸やいの庭にに集あつま  
四り 詭計たばかりをもてイエスを執とへ殺ころさんと共とも々に謀はかりひける  
五祭まつりの日ひにハ行まりて恐おそくハ民たみの中うちに亂らんおこらん  
六イエスベタニヤの癩病らいびやうシモンシモンの家いへに居ゐたまへる時とき 七  
 婦をんな蠟石ろうせきの器うつは物ものに價あかき香膏にほひあぶらを盛もりてイエスの食たをる所もと

に携來り其首に斟しかば 弟子等之を見て怒を合日ける  
 ハ此糜費のこを爲ハ何故ぞや 若之を賣は多の金を得  
 て貧者に施をこを得ん 十 イエス知て彼等に日けるハ何  
 ぞ此婦を憐をや彼ハ我ハ善事を行へる也 貧者ハ常ハ爾  
 曹と借ハあれと我ハ常ハ爾曹と借ハ在き 十二 彼がこの香膏  
 を我體ハ斟シハ我の葬の爲ハ行る也 十三 われ誠ハ爾曹ハ告  
 ん天の下いづくにても此福音の宣傳らるゝ處にハ此婦の  
 行し事もろの記念の爲ハ言傳らるべし 十四 其とき十二弟  
 子の一人あるイスカリオテのユダと云るもの祭司の長等  
 の所ハ往て日けるハ 十五 我ハんぢらハ彼を賣さは幾何を予る  
 か 遂ハ銀三十にて約したり 十六 此時よりイエスを賣さんと

機を窺ひぬ 〇 除酵節の首の日弟子イエスハ來り日け  
 るハ我儕をぎこしの食を爾の爲ハ何處ハ備ふべき乎 十八  
 エス日けるハ京城ハいり某ハ至ていハ師いふ我が時近き  
 ければ我弟子と借ハ逾越の節筵を爾が家ハ行べしと 十九 弟  
 子イエスハ命せられし如して逾越の食を備ふ 二十 日くるゝ  
 時イエス十二弟子と借ハ席ハ就 食をる時いひけるハ我  
 まことハ爾曹ハ告ん爾曹のうち一人われを賣あり 二二 彼等  
 いたく憂て各イエスハ日出けるハ主ハ我ハある乎 答て日  
 けるハ我ハ借ハ手を盪ハ着る者ハ即ち我を賣者者あり 二四  
 人の子ハ已について録されたる如く逝ん然と人の子を賣  
 ば者ハ禍ある哉 哉の人生をさざりしからハ反て幸ありじか

らん 彼を賣てユダ答て曰けるハラビ我あるや之曰け  
 るハ爾の言る如し かれら食むる時イエスパンを取て祝  
 し之をさき弟子に予て曰けるハ取て食これハ我身あり  
 また杯を取て謝し彼等予て曰けるハ爾曹み此杯より  
 飲これ新約の我血にして罪を赦さんとて衆の人の爲  
 流所のもの也 われ爾曹告ん今より後なんぢらと偕  
 新しき物を吾父の國飲ん日までの再びこの葡萄にて造  
 れる物を飲じ○ かれら歌を謳てのち橄欖山に往り 其  
 時イエス彼等に曰けるハ今夜なんぢら皆われに就て礙か  
 ん蓋われ牧者を撃は群の綿羊ちらんと録されたれば也  
 然と我甦りて後なんぢらに先ちガリラヤに往べし

口答てイエスに曰けるハ皆なんぢに就て礙くとも我ハ終  
 に礙かじ イエス彼に曰けるハ我まことに爾につけん今  
 夜鶏あうざる前に爾三次わをを聞きと言ん 彼に  
 曰けるハ我ハ主と偕に死るとも爾を聞きと言じ弟子みな  
 如此いへり○ 厥時イエス彼等と偕にゲツセマ子といふ  
 處に至て弟子等に曰けるハ爾曹こくに坐われ彼處に往て  
 祈らん ペテロ及ゼベダイの二人の子を携へ憂へ哀みを  
 催し 彼等に曰けるハ我心いたく憂て死るはうり也こ  
 に待て我と偕に目を醒しをれ 少し進往てひれふと祈い  
 ひけるハ吾父よ若かあハと此杯を我より離ち給へ然と我  
 心の従を成んとするに非き聖旨に任せ給へ 而して弟子

に來り其寐たるを見てペテロに曰けるハ如此一時も我ど  
 借に目を醒をること能えざる乎 惑に入ぬやう目を醒か  
 つ祈ろの靈にハ願ふかれと肉體よわきあり 二次ゆきて  
 復いのり曰けるハ吾父よ若われに此杯を飲さで離つこと  
 能きは聖旨に任せ給へ 來りて又かれらの寢たるを見こ  
 れ彼等の目疲たる也 彼等を離れて又ゆき第三次も同言  
 をもて祈れり 遂に其弟子に來りて曰けるハ今ハ寐て休  
 め時ハ近し人の子罪人の手に付されん 起よ我儕往べし  
 我を賣す者近きたり ○ 如此いへるとき十二の一人なる  
 ユダ 劍と棒とを持たる多の人々と借に祭司の長と民の長  
 老の所より來る イエスを賣す者かれらに號をふして曰

けるハ我が接吻する者ハ夫なり之を執へよ 直にイエス  
 に來りラビ安かと曰て彼に接吻す イエス彼に曰けるハ  
 友よ何の爲に來るや遂に彼等すくそ來り手をイエスに措  
 て執へぬ イエスと借に在し者の一人手をのべ劍を抜て  
 祭司の長の僕を撃ろの耳を削おとせり イエス彼に曰け  
 るハ爾の劍を故處に収よ凡て劍をどる者ハ劍にて亡ぶべ  
 し 我いま十二軍餘の天使を吾父に請て受ること能えき  
 ど爾曹おもふ乎 もじ然せば如此あるべき事を録し聖書  
 に如何で應えん乎 ○ 此時イエス人々に曰けるハ劍と棒  
 どを持て盜賊を執ふる如して我を執にきたる乎われ日々  
 爾曹と借よ殿に坐して誨しよ爾曹われを執ざりし 然と

此の如あるハ皆預言者の録たる所に應成せん爲ふり遂に  
 弟子等みあイエスを離れて逃去ぬ○  
 こまを曳て學者と長老の集れる所の祭司の長カヤバよ携  
 ゆく 五八 ペテロ遠く離れてイエスに従ひ祭司の長の庭よま  
 で至その結局を見んとて内にいり僕と偕に坐せり 祭司  
 の長等および長老をべての議員どもよイエスを殺さんと  
 して妄證を求めども得ず 多の妄りの證者きたれども  
 亦えき後また妄りの證者二人きたりて曰けるハ 六二 この人  
 曩に言ることあり我よく神の殿を毀ちて三日の内に之を  
 建うべしと 祭司の長たちてイエスよ曰けるハ爾こたふ  
 る言ふき乎この人々の爾に立る證據ハ如何 六三 イエス默然

たり祭司の長こたへて彼に曰けるハ爾キリスト神の子あ  
 るか我あんちを活神に誓せて之を告しめん 六四 イエス彼よ  
 曰けるハ爾が言る如し且われ爾曹よ告ん此のち人の子大  
 權の右よ坐し天の雲に乗て來るを爾曹みるべし 六五 是よ於  
 て祭司の長その衣を裂て曰けるハ此人ハ褻瀆ことを言り  
 何ぞ外に證據を求めんや爾曹も今その褻瀆たることを聞 六六  
 かんちら如何おもふ乎かれら答て曰けるハ彼ハ死に當れ  
 り 是に於て彼等ろの面に唾し且拳にて撃りまた或人か  
 れを批いひけるハ 六八 キリストよ爾を擊者ハ誰か我儕に預  
 言せよ○ 六九 ペテロ庭に坐わけるよ或婢きたりて爾もガリ  
 ラヤのイエスと偕ありと曰ければ 七十 ペテロ凡の人の前に



此言を肯えきして我なんぢが言どころを知きと曰り 出  
 て門口に至れる時また他の婢これを見て其處にをる者に  
 曰けるハ此人もナザレのイエスと偕に在し ペテロまた  
 肯えきして誓ふ我この人を知きと 暫くありて旁らに立  
 たる者すくそ近くベテロに曰けるハ誠ニ爾もろの黨の一  
 人あり蓋ふんぢの方言ふんぢを顯せり 此に於てペテロ  
 詈り且誓て我ろの人を知きと曰しが頓て雞鳴ぬ ペテロ  
 イエスの雞あかさる前ふんぢ三次われを知きといをんど  
 云たまへる言を憶起し外に出て悲ミ哭り  
**第二十七章** 平旦にありて凡の祭司の長と民の長老どもに  
 謀てイエスを殺さんとし 既に彼を縛ひきゆきて方伯の

ポンテオピラトに解せり ○ 是に於てイエスを賣しユ  
 ダ彼の死に定られしを見て悔ろの銀三十を祭司の長長老  
 等に返して 曰けるハ無辜の血を付し我ハ罪を犯しぬ彼  
 等いひけるハ我儕も於て何ぞ與らんや爾もづから當べし  
 五 ユダろの銀を殿に投棄て其處を去ゆきて自ら縊たり 六  
 祭司の長等この銀を取て曰けるハ此ハ血の價ふれば賽錢  
 の箱に入べからきとて 共ニ謀この銀をもて旅客を葬る  
 爲ニ陶工の田を買ひ 故ニ其田ハ今ニ至るまで血田と稱  
 らる 是ニ於て預言者エレミヤニ託いハれたる言ニイス  
 ラエルの民ニ佑られ佑られし者の價の銀三十を取 主の  
 我ニ命せし如く陶工の田を買ぬと有ニ應へり ○ 十一 倍イエ

ス方伯の前にたつ方伯イエスは問て曰けるハ爾ハユダヤ  
 人の王なるウイエス之に曰けるハ爾が言る如し 祭司の  
 長長老たち彼を訟ふれども何の答もせき 是に於てピラ  
 ト彼に曰けるハ此人々なんぢよ立る證のかく大あるを爾  
 きかざる乎 方伯の甚奇とするまでよイエス一言も答せ  
 ざりき 十五 この祭の日よハ方伯より民の願に任せて一人の  
 囚人を釋の例あり 十六 時よバラバと云る一人の名高き囚人  
 ありければ 十七 民の集りしとき彼等よ曰けるハバラ  
 バか又ハキリストと稱ふるイエスなる乎なんぢら誰を釋  
 さんと欲ふや 十八 これ娼嫉よ由てイエスを解したりと知は  
 なり 十九 方伯審判の座よ坐りたる時ろの妻いひ遣しける

ハ此義人よ爾干ること勿れ蓋われ今日夢の中よ彼よけき  
 て多く憂たり 二十 祭司の長長老たちバラバを釋しイエスを  
 殺さんことを求と民よ唆む 二一 方伯こたへて彼等よ曰ける  
 ハ二人のうち孰を我あんぢらよ釋さんことを望むや彼等  
 バラバと答ふ 二三 ピラト曰けるハ然ほキリストと稱ふるイ  
 エスに我なよを處べきう衆いふ十字架よ釘よと 方伯い  
 ひけるハ彼なよの惡事を行しや彼等ますく 喊叫て十字  
 架よ釘よと曰ふ 二四 ピラトその言の益なくして唯亂の起んと  
 するを去り水を取て人々の前よ手をあらひ曰けるハ此義  
 者の血よ我ハ罪あし爾曹みづから之よ當れ 二五 民みあ答て  
 曰けるハ其血ハ我儕と我儕の子孫よ係るべし 二六 是よ於て

パラバを彼等に釋しイエスを鞭ちて之を十字架に釘ん爲  
 二七 付したり 方伯の兵卒イエスを攜へ公廳に至り全營を  
 其もども集め 二八 彼の衣を禡て絳色の袍を着せ 二九 棘にて冕  
 を編その首に冠しめ又葦を右手に持せ且その前に跪づき  
 嘲弄して曰けるハユダヤ人の王安かれ 三十 また彼も唾し其  
 葦を取て其首を撃り 三一 嘲弄し畢りて其袍をそぎ故衣をき  
 せ十字架に釘んとて彼を曳ゆく 三二 その出し時クレチ人の  
 シモンといふ者に遇ければ強て之も其十字架を負せたり  
 三三 ○ 彼等ゴルゴダ譯は即ち髑髏と云る處に來り 三四 醋に膽  
 き和せてイエスも飲せんと爲たりしに嘗て飲ことをせざ  
 三十五 りき 斯てイエスを十字架に釘しのち鬮を拈て其衣を分

これ預言者の言に彼等互に我が衣を分わが裏衣を鬮にす  
 三六 と云しに應へり 兵卒こくに坐してイエスを守れり 三七  
 た罪標に此ハユダヤ人の王イエスありと書して其首の上  
 三九 置り 其とき二人の盜賊イエスと偕も一人ハ其右一人  
 ハ其左に十字架に釘らる ○ 往來の者イエスを罵り首を  
 四十 揺て曰けるハ 殿を毀ちて三日も之を建る者よ自己を救  
 へ爾もし神の子あらは十字架より下よ 四一 祭司の長學者長  
 老等も亦おあじく嘲弄して曰けるハ 四二 人を救て己ガ身を  
 救あたえき若イスラエルの王たらは今十字架より下るべ  
 し然は我儕かきを信せん 四三 彼ハ神に依頼めり神もし彼を  
 愛しまは今救ふべし蓋かき我ハ神の子ありと云し也 四四 同

に十字架に釘られたる盜賊も同くイエスを罵きり○  
 の十二時より三時に至るまで其地あまねく黒暗とふる  
 三時ごろイエス大聲にエリエリマサバクタニと呼りぬ  
 之を譯は吾神わが神ふんぞ我を遣たまふ乎と云る也  
 らに立たる者のうち或人こきを聞て彼ハエリヤを呼るふ  
 りと曰その中の一人直に走り往て海絨をどり醋を合せ  
 之を革につけてイエスに飲しむ 餘人曰けるハ俟エリヤ  
 來りて彼を救ふや否試べし○  
 氣絶たり 殿の幔上より下まで裂て二とあり又地ふるひ  
 磐さけ 墓ひらけて既に寝たる聖徒の身おなく甦へり  
 エスの甦れる後 墓を出て聖城に入おなくの人に現れた

り○ 百夫の長と借にイエスを守たるを地地震および其  
 有し事を見て甚く懼れ此ハ誠ニ神の子ありと曰り○  
 處よ遙よ望おたる多の婦ありし彼等ハガリラヤよりイエ  
 スよ從ひ事し者等あり 其中よ居し者ハマグダラのマリ  
 アとヤコブヨセの母あるマリアとゼベダイの子等の母と  
 也○ 日くれてイエスの弟子なるヨセフと云るアリマタ  
 ヤの富人きたりてピラトよ往イエスの屍を請しうは  
 ラトその屍を付せと命き ヨセフ屍を取て潔き桌布よ裹  
 之を磐に鑿たる己が新しき墓よおき大なる石を墓の  
 門よ轉して去 マグダラのマリアと他のマリアと墓よ對  
 て坐し其處よ居り○ 預備日の翌日祭司の長とパリサイ

の人等ピラトの所よ集來り曰けるハ主よ我儕憶起せり  
 彼の偽者いきて在しとき三日のち甦らんと言し 是故  
 よ命じて三日よ至まで墓を固守しめよ恐くハ其弟子夜き  
 たりて之を竊ミ死より甦りたりと民よ言ん然ハ後の惑ハ  
 先よりも愈勝るべし 六五 彼等よ曰けるハ守兵ハ爾曹  
 よあり往て意のまゝよ固守しめよ 六六 是よ於て彼等ゆきて  
 石よ封印し守兵をして墓を固守しめたり  
**第二十八章** 安息日終てのち七日の首の日黎明よマグダラ  
 のマリア及び他のマリアその墓を觀んとて來りしよ 二 大  
 ある地震ありて主の使者天より降り墓の門より石を轉し  
 其上よ坐し 三 その容貌ハ閃電のおどく其衣服ハ雪のおど

く白し 四 守兵かれを懼戰き死たる者の如くありぬ 五 天使  
 こたへて婦よ曰けるハ爾曹おそると勿れ我あんぢらが十  
 字架よ釘られしイエスを尋ることを知 六 彼ハ此に在き其  
 言る如く甦りたり爾曹きたりて主の置れし處を見よ 七 且  
 ゆきて其弟子よ告よ彼ハ死より甦り爾曹よ先ちてガリラ  
 ヤよ往り彼處よ於て爾曹かれを見べし我これを爾曹よ告  
 婦懼あがらも甚く喜びて急墓をさり其弟子よ告んと走  
 り往り 九 弟子よ告んとて往ときイエス彼等よ遇て安かれ  
 ど曰給ひければ婦すく其足を抱て拜しぬ 十 イエス彼等  
 よ曰けるハ懼るゝ勿れ去て我が兄弟よガリラヤよ往ど告  
 よ彼處にて我を見べし 〇 婦の去しのち守兵のうち或者

ども城みやこに至いたり凡すべて有ありし事を祭司さいしの長等まさたちに告つげしらは十二 彼等かれら  
 と長老とよりあつまりて共ともに議はかりおほくの銀子かねを兵卒へいそうに給あたへて曰いひけ  
 るハ十三 爾曹あんぢらいへ我儕われらが寢いねたる時ときその弟子でし夜よるきたりて彼かれを  
 竊ぬすめり十四 此事このこともし方伯つかさに聞きこゆるとも我儕われらかれに勸すすめて爾曹あんぢらに  
 憂慮うれひあうらしめん十五 かれら銀子かねを取とりて囁ささやくめられたる如ごとくし  
 たりし是まに於おいて此このの如ごとくき話はなし今日こんにちに至いたるまでユダヤ人びとの中うち  
 に傳播いはしほられたり○十六 十一おほの弟子でしガリラヤガリラヤに往ゆてイエスの  
 彼等かれらに命めいじ給たまふ所ところの山やまに至いたり十七 イエスを見みて拜はせり然されと  
 疑うたがへる者ものもありき十八 イエス進すすんで彼等かれらに語かたいひけるハ天てんの  
 うち地ちの上うへの凡すべの權けんを我われに賜たまはれり十九 是故ゆゑに爾曹あんぢらゆきて萬ばん  
 國こくの民たみにバプテスマばぶてすまを施ほし之これを父ちちと子こと聖靈せいれいの名なに入いれて

弟子でしとし二十 且かつわが凡すべて爾曹あんぢらに命めいせし言ことを守まもれと彼等かれらに教き  
 へよ夫うわれハ世よの末まはり常つねに爾曹あんぢらと偕ともに在ありアーンメン

18410-22

唯此全書 卷之八 第廿八章

夫の月六世の末を... 唯此全書 卷之八 第廿八章

95-91191

定價八錢

